

## 平成30年第5回那須烏山市議会12月定例会（第1日）

平成30年11月30日（金）

開会 午前10時00分

散会 午後 4時09分

## ◎出席議員（17名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋谷由放
13番	久保居光一郎	14番	沼田邦彦
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	平塚英教		

## ◎欠席議員（なし）

## ◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	滝田勝幸
総合政策課長	石川浩
まちづくり課長	佐藤博樹
総務課長	福田守
税務課長	水上和明
市民課長	佐藤加代子
福祉事務所長兼健康福祉課長	稲葉節子
こども課長	神野久志
農政課長	菊池義夫
商工観光課長	小原沢一幸
環境課長	小林貞大

都市建設課長  
上下水道課長  
学校教育課長  
生涯学習課長  
文化振興課長

小田倉 浩  
佐藤 光明  
岩附 利克  
柳田 啓之  
糸井 美智子

◎事務局職員出席者

事務局長  
書記  
書記

大谷 啓夫  
菊地 静夫  
藤田 真弓

## ○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長報告）
- 日程 第 4 議案第 8 号 那須烏山市行政組織及び事務分掌条例の一部改正について（市長報告）
- 日程 第 5 議案第 9 号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 10 号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 11 号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 12 号 那須烏山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 13 号 那須烏山市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 10 議案第 14 号 那須烏山市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 11 議案第 15 号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 12 議案第 16 号 那須烏山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 13 議案第 17 号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 14 議案第 18 号 那須烏山市美しく住みよい環境づくりに関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 15 議案第 19 号 那須烏山市水道事業設置及び経営基本条例の一部改正に

- について（市長提出）
- 日程 第16 議案第20号 那須烏山市老人憩の家設置、管理及び使用料条例の廃止  
について（市長提出）
- 日程 第17 議案第1号 平成30年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）に  
ついて（市長提出）
- 日程 第18 議案第2号 平成30年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算  
（第1号）について（市長提出）
- 日程 第19 議案第3号 平成30年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予  
算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第20 議案第4号 平成30年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第  
2号）について（市長提出）
- 日程 第21 議案第5号 平成30年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正  
予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第22 議案第6号 平成30年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算  
（第2号）について（市長提出）
- 日程 第23 議案第7号 平成30年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算  
（第2号）について（市長提出）
- 日程 第24 議案第21号 損害賠償の額の決定及び和解について（市長提出）
- 日程 第25 付託第1号 請願書等の付託について（議長提出）
- 

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（沼田邦彦） おはようございます。傍聴席の皆様方には、早朝よりお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいま出席している議員は17名です。定足数に達しておりますので、平成30年第5回那須烏山市議会12月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る11月22日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださりますようお願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（沼田邦彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

9番 小堀議員

10番 相馬議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（沼田邦彦） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から12月7日までの8日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から8日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力願います。

---

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（沼田邦彦） 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題といたします。

なお、以降の議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分いたしましたので、報告するものがあります。

専決処分の内容は、平成30年7月5日午後2時50分ごろ、那須烏山市中央一丁目の個人商店駐車場において、江川小学校臨時職員が運転する公用車が転回したところ、目測を誤り、隣接する店舗の壁面へ衝突し、相手方建物に損害が発生した事故につきまして、損害賠償額が決定し、和解が成立したものであります。

なお、損害賠償額は、相手方建物の修理代であり、損害額は5万2,974円の全額を市で支払うことで和解が成立しましたので、御報告申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

12番 渋井議員。

○12番（渋井由放） 中身はよくわかるんですが、車の修理代というのは幾らぐらいかかって、どこで負担をするのか、それについてお伺いいたします。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 公用車の修理代につきましては、9万353円ほどかかっておりまして、これは全額、保険のほうで負担となっております。

○12番（渋井由放） 了解です。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

17番 平塚議員。

○17番（平塚英教） 専決第2号でございますが、損害賠償ということでございまして、今回は江川小の臨時職員が公用車を運転して、市内で個人商店の駐車場内において目測を誤って車を隣接の店舗壁面に衝突させたということでございます。一般のいわゆる市役所の職員に

については、交通安全についての周知徹底というか、公用車を運転する際には特に交通規則、あるいは安全運転にも留意するというで徹底されていると思うんですが、こういう臨時とかそういう正職でない方々への交通規則、あるいは交通安全を遵守するということについての指導はどのようにされていますでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 全般的に正職員であっても臨時職員であっても、公用車を運転するに当たっては交通ルールを守って安全に注意するというは毎回、各課長を通してお話ししているということになります。

事故を起こした職員につきましては、後で教習所のほうで正職員も臨時職員ももう一度、講習を受けてもらうというような制度でやっております。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○17番（平塚英教） いいです。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居議員。

○13番（久保居光一郎） ただいま上程されているこの損害賠償、専決第2号でありますけれども、毎年、今までこういう事故が絶えないわけですね。それで、我々もいろいろともっとしっかりこういう事故の対策をとるよとということに執行部のほうにも要請をしているわけでございます。また、執行部のほうも無事故の日何日間とかそんなことも、これは課全体ではないんでしょうけども、そんな取り組みをしているところであります。たくさん職員がいるわけですから、事故がこれはどうしても間違っ発生しちゃうということは仕方ないですけども、慢性的にずるずるまた気が緩んできているんじゃないのかなと私は思っております。

このほかに、市道の整備の不備によって事故があったりとか、それからこの後にも出てくるんでしょうけども、倒木による事故とかいろいろあるわけですから、もう少し市内で、少なくとも交通事故に関しては本当に限りないゼロを目指して、この辺でもう一度、引き締めをする必要があるんじゃないかなと思いますけど、川俣市長、どうお考えでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 昨年1年はなかったもので、随分よくなったなと私も思いました。私、議員時代、毎回、議会に必ず上がってきた案件だったので、報告されることがどうしてだろうと私自身も思っておりましたので、今回は本当に注意が、皆さんも1年間なかったもので、ちょっと緩んだのかなと思いますので、引き締めていきたいと思っております。

○13番（久保居光一郎） 了解です。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

3番堀江議員。

○3番（堀江清一） 市の車は保険で直されたということでもありますね。これって対物保険というのは入っていらっしやらなかったんですか。車の。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 私どものほうでは、全国町村会の総合賠償保険というものに入っていて、その中で対物とか自損事故に当たったの車両保険とか、そういうもの全部、保険で適用することとなっております。

○議長（沼田邦彦） 3番堀江議員。

○3番（堀江清一） ということは、市が直接お支払いしたということではなくて、保険で払ったということなんですね。了解しました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑がないようですので、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）は、報告のとおりでありますので御了解願います。

---

◎日程第4 議案第8号 那須烏山市行政組織及び事務分掌条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第4 議案第8号 那須烏山市行政組織及び事務分掌条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本年度、市の内部検討組織であります行政組織機構等改革検討委員会において検討してきた組織機構のあり方に基づき、平成31年度組織機構改編を行うに当たり、環境課のまちづくり課への統合及び事務分掌の組みかえ、整理等を行うため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、補足説明のほうをさせていただきたいと思っております。

議案書をめくっていただきまして、1ページ目のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、第2条の改正でございますが、冒頭の市長の提案理由の説明にあったように、環境課をまちづくり課へ統合することに伴い、現行の第10号を削り、以後の号をそれぞれ1号ずつ繰り上げるものでございます。

これは、課局数は絞り、1課1グループの小規模は統合を検討するとして今回の組織機構再編の基本方針に基づき、現在、課長を筆頭に環境グループの1グループのみの体制である環境課を統合することとなったものでございます。

なお、統合先は、いろいろな考え方があったところでございますが、現在、環境課は烏山庁舎1階奥に位置しており、隣はまちづくり課でございます。市民生活には大きな影響を及ぼさないように配慮することも、今回の基本方針であったことから、窓口の場所が変わることのないまちづくり課への統合が最善と判断したものでございます。

一方、統合先となったまちづくり課でございますが、平成28年度に設置した新しい組織であり、地域振興、地域活性化のためのまちづくり施策を効果的に展開していくため、総合政策課と連携し、人口減少問題や地方創生に取り組む重要な部署でございます。今回の統合に当たっては、今後ともまちづくり課を生かし、施策を効果的に展開できるようにするため、現在の所掌事務を整理した上で、環境行政もこれまで同様きちんと担える組織体制としたところでございます。

なお、本条例は、市長部局の組織を規定したものでございます。市全体としましては、このほかに会計管理者の補助組織である会計課や議会事務を担う議会事務局、教育長を筆頭とした教育委員会の事務局組織である学校教育課、生涯学習課、文化振興課があり、計17課局が市役所全体の組織体制でございます。今回の組織機構再編では、教育委員会事務局内の1課1グループの組織である文化振興課も、生涯学習課へ統合することとしており、平成31年度は2課減ることとなり、計15課局の組織体制となるところでございます。

次に、第3条の改正をごらんください。この第3条では、市長部局の各課の基本的な事務分掌を規定したものでございます。各課の詳細な事務分掌につきましては、この条例に基づく規則であります那須烏山市行政組織及び事務分掌条例施行規則の中に規定されており、本条例の基本的な事務分掌と施行規則の詳細な事務分掌とがバランスよく組み合わせられており、構成されているところでございます。

今回の改正においては、組織機構再編に伴う事務分掌の調整により、事務の移管を行うとともに、各課の実情に即した事務分掌となるよう、所要の規定の調整を図るほか、各課の事務分掌の並びをグループ順に並ぶよう整理してございます。ここでは、主要な変更部分のみ説明することといたします。

まず、下段の第2号のまちづくり課の事務分掌をごらんください。右側の現行のエ、オ、カに規定しておりました男女共同参画に関する事、人権に関する事、市民相談に関する事が削られておりますが、まず、男女共同参画に関する事は、教育委員会事務局の組織である生涯学習課へ移管することとなります。そして、人権に関する事、市民相談に関する事は、次の2ページ目下段の第5号の市民課へ移行することとなりまして、左側の改正後のキ、ク、ケとして規定してございます。

また、環境課がまちづくり課へ統合されますので、これまで3ページ目右側の現行の第10号に規定されていた環境課の事務分掌が、まちづくり課の事務分掌として2ページ目上段、左側の改正後のクからスまで規定してございます。

次に、3ページ目の第7号の子ども課の事務分掌をごらんください。左側の改正後のオの結婚の推進に関する事でございます。これは、具体的には結婚相談所及び結婚推進員に関する事務でございますが、これは、現在は生涯学習課にて所掌している事務でございますが、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を推進していくため、子ども課へ移管することとしたものでございます。

以上が主要な変更部分であり、その他の部分は各課の実情に即した事務分掌となるよう、所要の規定の調整を図るほか、各課の事務分掌の並びをグループ順に並ぶよう整理したものでございます。

次に、4ページ目をごらんください。

附則でございます。まず、施行期日でございますが、本改正は、平成31年4月1日から施行することとするものでございます。

次に、附則の第2項から、5ページ目の第4項までをごらんください。ここでは、今回の組織機構再編によって、環境課と文化振興課がなくなりますので、これらの課名が規定されている関係条例の一部改正を行うものでございます。

まず、第2項が、那須烏山市議会議員委員会設置及び運営条例の一部改正でございまして、環境課がまちづくり課へ統合されますので、これまで経済建設常任委員会の所管であった「環境課」を削る改正となります。

次に、第3項が、那須烏山市環境審議会設置及び運営条例の一部改正でございまして、審議会の所管がまちづくり課になりますので、「環境課」を「まちづくり課」に改める改正となります。

そして、5ページ目の第4項が、那須烏山市文化財保護審議会設置及び運営条例の一部改正でございまして、審議会の所管が生涯学習課になりますので、「文化振興課」を「生涯学習課」に改める改正となります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

12番 渋谷議員。

○12番（渋谷由放） 所要の改正の中にはないんですけども、農政課で今までなかった米政策に関することが特段に出されておまして、どのようなことなのかというようにお伺いしたいと。

もう一つ、市民課なんですけど、市民課というと何が全ての方がお世話になるのかなと思いますと、埋葬といいますか火葬といいますかね、それは最終的にお世話になるのかなと思うんですね。これが非常に重要ではないかなと思っておまして、この辺はどこにあらわしているのかなという、その2点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の条例改正で、農政課事務分掌の見直しで、米政策に関することということを追加いたしました。追加の理由といたしましては、これまでの米政策については、農業の振興ということで大きなくくりで行ってまいりましたが、平成30年度、今年度から、これまでの米の減反政策が大きく見直されました。国においても、米政策改革大綱というものを定めて、主食用米の需給をどう安定させるか、主食用米にかわる転作作物の推進をどう図るか、いろんな課題が農政の課題としてございまして、重要な政策であると農政課では認識しておりますので、そういった意味で、この変革の時期に米政策事業を事務分掌に追加いたしまして、事業の推進を図ってまいりたいという考えから、追加するものでございます。

○議長（沼田邦彦） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） では、市民課の業務の中で埋火葬許可等についての事務がこちらに入っていないというような御質問かと思うんですけども、事務分掌条例の中では、本当に大きな枠でしか掲載しておりませんで、大きいくくるとすれば、この中の戸籍・住民基本台帳に関することに含まれることになるかと思いますが、施行規則のほうではそれらも全て細かく規定しておりますので、そちらのほうで分けて記載しているというような状況になっております。

○12番（渋谷由放） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） 15番 中山議員。

○15番（中山五男） 2点ほど質問申し上げます。

まず、1点目ですね。私、今回の組織改革について反対するつもりはありませんが、今回の

組織改革によって、2つの課がなくなるわけですね。そうしますと、課長を含めて職員の削減数、何名ぐらい削減になるのか。これが1点です。

2点目、申し上げます。この間、11月22日に議員全員協議会の間でもって市長のほうから説明がありましたが、今回の機構改革に伴って、南那須庁舎窓口業務のうちの税の証明、公金収納業務は、これはもう廃止すると、そんなような説明、ありました。私はあのときに反対ですと言ったんですが、これは反対があっても実行するのか、お伺いします。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 私のほうから、まず1点目、お答えしたいと思います。

今回、2課が廃止になりまして、課長2名分あきます。ただ、業務につきましてはそのまま全部継続ということになりますので、課員についてはそのまま移行ということになりまして、その2名があいた分については、新たに国体推進グループ、これからつくらなくちゃならないということがありますので、そちらのほうに2名配置ということになりますと、現段階では総合的な数字の変更はないと考えているところでございます。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 窓口業務に関してですが、細かい数字のほうは市民課長のほうから説明していただきますが、今回は変えることは考えておりません。なれていただいて、少しずつ進展していくことを願っておりますので、最初は確かに大変なのは私自身も考えておりますが、少しずつ市民の中で庁舎が1つになるというのを考えていってほしいなと思っております。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 1点目の質問はわかりました。

南那須庁舎の窓口業務の税証明、公金収納以外は、これは今までどおりこちらの職員が対応すると、そのように決めたそうですが、合併した市町村でこういった言ってみれば支所的な小さな庁舎になったところでこういった住民の窓口になるようなところを廃止したというような市町村はあるのでしょうか。あるとすれば教えていただきたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 細かいところまでは承知しておりませんが、新聞紙上等におきましては、合併しました市町において、支所の減少、あるいは窓口の合理化ということについては、されているところも当然でございます。本市の場合は今、本庁方式に向けて検討中でございますけれども、そういうところが実現になりましたならば、支所機能といいますか、そういうところも含めてあわせて検討していかなければならないとは認識をいたしております。県内の状況についてはつぶさにどこの市がどうなったかというまでは確認しておりませんが、例えば日光市あたりですと、かなりの支所がございますけれども、日光市は栃木県でも一

番、地域的に広いというようなこともありますし、そういうところから合理化に至っていないところもありますけれども、支所の中における事務の合理化は進められていると、そんなふうに認識しています。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 私も県下の全部の合併した市町村を聞いたわけではありませんが、宇都宮市とこの近くの那珂川町、それにさくら市を聞いてみました。まず、那珂川町では、こちらに小川支所がありますね。そこでこういうようなものを全部扱っています。それと、さくら市でも喜連川の支所で同じように扱っています。宇都宮市でも上河内村、河内町を吸収合併のような形にしましたが、やはり同じようにこういった住民窓口は開いています。それどころか、ここでは去年から、南那須庁舎では、税の申告、これを取りやめましたね。市長のこの間の説明ですと、いや、かえって向こうのほうが申告するのに時間が短縮されたとかと喜んでいいる声があるといいますが、私はそんな声は聞いたことはありません。

それと、今聞いた宇都宮市でもさくら市でも那珂川町でも、税の申告はもともとの役場でやってやっていますよ。那須烏山市みたいに1カ所で統合してやっているということはありません。例えば宇都宮市あたりは、日にちを切って、申告期間のうち何月何日から何月何日はもともとの河内町の役場で、何月何日から何月何日までは上河内だと、このように申告の期間を切って、そこで税務職員が出向いて行って、親切に対応しますと、そのように私は聞きました。でありますから、これも私はもとに戻してもらいたい、そんなように考えています。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 答弁は。

○15番（中山五男） 答弁ありましたら。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 今のところ申告のほうは落ちついております。正直言いまして、中山議員が言うように今のところ広聴にも何にも批判的な意見はいただいておりませんので、私どものほうでももとに戻すというのは考えておりません。また、サービスが下がるというのは確かにあるかもしれません。それで様子を見て、改善する点はできると思います。本当に窓口が全然なくなるわけではないので、対応できないわけではないんですが、今、実は市民課に税務のことで問い合わせがたくさん来ても答えられない。答えられるほどマルチな確かに職員を育てろという意見もあると思いますが、その職員が全部に対応できるようなマルチな職員はそんなにたくさんは育てられないので、できましたら、徐々には税務もできるような人を配備するようなことができるかもしれませんが、今のところこれでちょっと進めていきたいなと思っております。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 議案第8号でございますが、市の行政組織及び事務分掌条例の一部改正ということでございまして、中山議員同様、私も行政機構の整理については何ら問題にするわけではありませんが、それに乗じて、市民課の、市民課じゃなくてもいいんですが、南那須庁舎における窓口業務を、税証明業務及び公金収納業務を廃止すると。そして、今まで行っていた毎週火曜日の南那須庁舎の窓口延長をやめるということでございますが、これはとんでもないことですね。はっきり言って。

私もこういうふうになったので、元の役場のトップというか、そういう方にも聞いたならば、合併のときの約束は、合併して行政の組織のスリム化を図るけども、住民サービスは後退させないと、こういうことで合併をするということで私も賛成したつもりでございます。行政組織の機構再編でスリム化するというのは、役場内の要するに都合ですよ。それに乗じて市民に不便や不安を押しつけるような機構改革など、私は断じてあってはならないと、こういうふうに思います。

先輩方や元課長さんらにも聞いたんだけど、いわゆる本庁方式にすることと、支所の窓口をなくしちゃうことは全く次元の違うことだと。本庁方式にしても、どこを本庁にしていくなかわかりませんが、窓口は少なくとも市民の身近なところであって、市民生活に安心安全をもたらすと、これが役場の務めでしょうと、こういうふうに言われてまいりました。

そういうことで、私もこの役場の都合によって市民の窓口業務のサービスの後退、こういうことはあってはならないと考えるんですが、もう一度、答弁をお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） サービスが確かに後退することはわかっております。ただ、税務に関しては、皆さん同じ窓口で同じようにしていただけたほうが実はサービスが満遍なく行くのかなと思っているところもあります。1人の担当者で把握できないものが何人か同じ場所にいれば、より一層、説明が丁寧にできるのではないかなと思っております。その辺がどうしてもだめな場合は、これは改革もできますし、窓口をふやすこともできるかもしれませんが、今のところ、今の段階では説明不足になってしまって、もう一度足を運んでもらったり移動してもらおうということがふえているので、このような対策をとらせていただきました。

これでうまくいくかどうかはわかりませんが、サービスが下がらないよう努力はしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） その点についても、これまでの先輩の行政のトップをやられた方、あるいは課長さんらにもお尋ねしましたが、公金を預かること、証明を出すこと、それは事務

的にできるんじゃないでしょうか。どうしても内容に納得できないものについては、その場で本庁の税務課のほうにつなぐとか、それで話が伝わらなければ当然そちらへ行ってもらえることになるんだけど、公金を預かれない、証明を出せない、そんなことは総合窓口業務は残すというふうに書いてあるんですよ、これ。ここの市民課の2ページの改正のエのところにも、その他総合的な窓口業務に関することということで残すんですよ、これ。

だったらば、そういう市民に不安を与えるようなことを強行するようなことは断じてあってはならないと思うんですが、そこは役場の都合でしょう。自分が説明できないから税務課へみんな説明させろと。それは役場の都合なんですよ。市民の都合じゃないんですよ。そこで問い合わせして説明ができなければ、それは本庁のほうにつなぐ、あるいは本庁のほうに行っていく。これは当然のことですよ。そこで納得できないんだから。ただ、税の収納、公金の収納は、預かることはできるでしょう。向こうは役場に納めに来ているわけだから。何でそれが役場で受け付けられないの。そんなに偉いんですか、役場というのは今。そんなに偉くなっちゃったんですか。あり得ない、考えられないです。もう一度、答弁をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 先ほどの質問におきまして、窓口業務をなくすんじゃないかということではありますが、窓口業務はなくなりません。先ほども申し上げましたように、本庁方式に向かっていったときに、ある程度、具体化になれば、出先のそういう窓口を残すかどうかというようなこともあわせてそれは検討してまいりますよということを申し上げました。

なお、窓口での税金等の現金収納等につきましては、昨今いろんな、たまにはございますけれども、盗難とか、あるいはそういう現金を納めに行く途中での事故とかあることも当然ございますので、そういう面からしますれば、当然のことながら各窓口においては納付書を発行しまして、本庁へ持っていけというようなことは申しませんので、最寄りの金融機関、この大金地区にも金融機関がまだございます。そういうところにおいて、ぜひそういう形での納付をお願いできないかと。安全面も含めて、それから件数等も考慮しました上で、今回このような対応をとらせていただきたいということでございます。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 証明関係なんですけど、那須烏山市ができなかった経緯についてはちょっとわからないんですが、法務局が烏山支局から宇都宮へ行っちゃいましたよね。したがって、土地の謄本とかそういうものをとるのはそっちへ行かないとできませんが、那須塩原市は大田原とそんなに離れていないんですよ。大田原に証明をもらいに行く手間をなくすために、那須塩原の市役所の中にちゃんとそういう証明がとれるように、市民サービスに込めているんですよ。それが本来の役場の務めなんじゃないですか。

それについては、私のこれは推測ですが、恐らく那須烏山市分の法務局での取り扱い件数が余りにも少ないために、うちのほうでは法務局の証明をもらうための窓口を設置することができなかったのかなとは思いますが、少なくとも市民に寄り添って、納税者に寄り添って、その立場に立って物事を進めていくというのが本来の役場の務めなんじゃないですか。

それが自分たちの都合で、ラスパイレス指数、今度、三役の給与、そして我々議員の給与、いわゆる自主財源比率が栃木県内で最低だと、だから7割程度でいいだろうということで、そういう形で値上げにならなかったんですね。それは当然だと私は思うんです。ところが、市役所の職員はラスパイレスは100を超えているんですよ。私はそれは必要な経費だと思っている。だから必要な経費はちゃんと払いなさいと。そのかわり仕事は市民に寄り添って、市民のために必要な仕事をちゃんとしなさい、これが私の考え方です。

そういう意味で、総合窓口を置くだとといったって、実際に公金もそこで納められない、そして証明もとれない、それじゃ市民生活に重大な支障を与えることになると思います。そういう意味で、私は絶対これには承服できませんので、反対をさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 最初の法務局のほうは、実は要望しました。自動的にできるとか、いろんなシステムがあるそうなので、考えましたが、うちのスペースがちょっとなくて、それを置く場所がないというのと、あと数も少ないと、確かに平塚議員がおっしゃるように言われました。そういう面でのサービスはちょっと、頼みましたけどできませんでしたので、大分、法務局の方々とか市民の方々にも御迷惑かけているなど私自身も思っております。

税務のほうは、今回はこれでやらせていただいて、様子を見させていただきたいなと思っております。サービスが確かに窓口ができないのはわかっております。でも違う意味での、本当に理解してもらえるサービスができるのではないかと思っておりますので、御協力のほどお願いするしかできません。よろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 先ほどラスパイレスの話がございましたけれども、本市におきましては、100は超えてはございません。

なお、ラスパイレスというのは、職員の年齢構成とか勤務の経験年数とか、その段階によって毎年これは変わるものでございまして、一概にラスパイレス指数で評価するのはいかなものかと。

いずれにしても、100は行ってございませんので、申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居議員。

○13番（久保居光一郎） 1つ確認をしたいんですが、この前、全協で聞きましたよね、

窓口延長サービスが南那須庁舎の火曜日にやっている部分については廃止すると。烏山庁舎のほうに持っていくということですよ。ただし、通常の間隔は今までどおりやるということですよ。これは行政の今の再編に関連することなので、ちょっとそれを、全協で聞いたときのあれで間違いはないだろうと。火曜日の延長窓口は廃止になると。それで、保健福祉センターのほうでやっている窓口については、その福祉関係の業務についての窓口の延長はそのままということですよ。それで通常は、こちらでの総合窓口の通常の間隔は総合窓口を継続すると。それは間違いありません。

実は私のところに二、三件、住民から、「何か総合窓口がなくなっちゃうんだって」という電話があったものですから、それはないということで答えておきましたので、それが1つ。

それと、今この上程されている再編の問題ですが、これは私は、結構なことというか、賛成でございます。賛成なんだけども、課が2つなくなって統合されるわけですけども、それは先ほど副市長が言われたように、いろんな職員の年代的な部分とか人員の部分から統合されたんだと思うんですが、一番大事なことは、各課職員、いろんな業務あるわけですね。市民サービスからさまざま。それがどんどん膨大な業務になってきている。それをやはりいつも私も申し上げるんですけども、市長が先頭に立って、今まで12年のこの合併してからやってきた市政の無駄な事業とか、それからもう目的を達成したようなもの、そういうものを精査して、集中してもっともっと市民の……、先ほどこちらの先輩議員も言われたように、無駄なところは省いて、そういう職員、やることはたくさんあるんですけども、市民のほうに向けてサービスをしてもらいたい。また、市民のための行政をしてもらいたいという思いで今、言われたのかなと思いますので、私は再編するのは結構でありますけれども、賛成でありますけれども、そのことを十分に踏まえてやっていただきたいというのが1つ。

それから、もう一つは、あとやはり10年、15年先のことを見据えていただきたい。恐らく、私も今、免許を持っておりますけれども、あと10年たつと免許証は返納しなくちゃならないのかなと。そういう方がどんどんふえてくるわけです。そういう人たちが、今の話じゃありませんけれども、窓口で納税ができないよとかといった場合に、歩いて行くんですよ。大金の場合は特に買い物もそうなんですけれども、うさぎやさんがやめちゃった。それで下に今、かましんさんがあるんですが、必ずお年寄りが坂を上りおりしないと買えないんですよ。

それと同じで、納税をするにしても住民票をとりに行くのにも、やはり車で烏山に、統合してからもそうですよ、来い、来ればいいんだというんじゃないで、やはりそれはそのときには南那須の管内にそういう総合窓口を設けられると思いますけれども、そういう10年、15年先のこともしっかりと考えて、本庁舎の問題もしかりですけども、やっていただきたいなと思っております。

雑駁な質問で申しわけないんですけども、市長の見解があつたらお伺いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 確かにサービスというのを減らすことはないようにしていきたいと思っております。

また、10年先を見据えてと言われたように、もしもどこかに本庁をつくるようでありましたら、それはそれでその違う場所にはやはり支所というかそういうものはつくるようになると思います。今回はどうしてもこの庁舎があると思うので、御相談にもいらして来る市民の方が多いので、最初から税はここではありませんと指導したほうがいいのではないかと。そういう意味も含めまして、窓口を1つにしたいなと思っております。

二重に、正直言って歩いていらっしゃる方のほうが実は大変で、問い合わせのお電話だけではやはりそれこそきめ細やかなサービスはできないのかなと思っております。できたら面と向かって丁寧に、最近は画像を見ながらの説明もしておりますので、そういうこともできると思いますので、ぜひとも、確かなれるまでどうなのか、私自身も御迷惑をかけることだと思っておりますが、御協力のほどをいただけるよう望んでおります。

○議長（沼田邦彦） 16番高田議員。

○16番（高田悦男） 議案第8号について、何点かお伺いしたいと思います。

まず、先ほどの市長初め副市長の答弁を聞いていますと、本庁舎方式移行への考え方なんですけど、窓口を1つにしようという前提のもとに進められている、このように感じるんですが、この点についてはどうお示しいただけますか。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 先ほども言いましたように、どうしても今は分庁方式なので、間違えてしまうというか、相談に来てしまう場合もありますので、総合窓口というのは分庁方式とかではなく、本当に本庁方式になりましたらそういうものはきちんとしたのができるようになると思いますが、今の段階ではそういう形ではなく、税務課は税務課と分けてみたらどうかという案で、このような編成にしております。

○議長（沼田邦彦） 16番高田議員。

○16番（高田悦男） 私はもともと本庁方式移行へは大反対ですから、重ねて申し上げますが、そうしますと、現在2つの窓口があるわけですが、この窓口をどうしようという考えか、あるいは先ほど金融機関があるからという副市長の答弁ありましたが、現在の金融機関の情勢をごらんになってどう思いますか。低金利のため、銀行は収益を上げられず、それぞれの支店や出張所を廃止しております。特に南那須地区においては、今、足銀の窓口1つだけです。しかも銀行ですから、3時にはぴたっと閉めて、ATMしか利用できない、そういう現状です。

ね。その中で、市民に対するサービスの低下、どうするのか。

窓口の延長も廃止して、その後の市民に寄り添う考えをどうしていくのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 本庁方式の話がちょっと出ましたので、現在、本庁方式あるいは庁舎はどうあるべきかというようなことで、総合政策課が事務局になりまして、基本構想等を取りまとめているところでございます。

そういう中において、本庁がどこの場所に決定するかわかりませんが、仮にAという地区に決定するのであれば、B地区においてもやはり不便を来さないように、窓口は1つというのは理想かもしれませんが、市民のそういう利便性のことを考えた場合、やはり一方にも窓口機能、全部の機能を備えつけるというのは難しいかもしれませんが、そういうところは検討していく必要があるだろうと、そんなふうには考えております。

なお、窓口の延長ということでありまして、こちらにつきましても、確かに時間外で、こちらは火曜日でしょうかね、利用されている方は幾人かいるようでございますけれども、そうはいいまして、例えば利用者が全くゼロになるまで、じゃあ、事務の機能をそのまま継続すべきなのか。やはり合併の最大の目的は、当然のことながら合理化ということがございましたし、その中には、市民のサービスも落とさないということがありましたので、先ほどから申し上げておりますように、最大限努力をしながら、市民に迷惑をかけないような形でやっていきたいと、そのように思っております。

○議長（沼田邦彦） 16番高田議員。

○16番（高田悦男） 納得できる答弁ではないような気がしまして、再度、3回目の質問をしたいと思います。

本庁方式の移行に関する手続等はどのように考えているか、その点だけ示していただければと思います。

○議長（沼田邦彦） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 先ほど申し上げましたけれども、その手続等については今後、具体化になりつつあれば、議会の議員の皆様方にも説明を申し上げたいと思いますが、現時点におきましては、スケジュール的なこと、あるいは場所的なこと、そういうことについてはまだ現時点においては不明でございます。

○議長（沼田邦彦） 8番滝口議員。

○8番（滝口貴史） 議案第8号について質問させていただきます。

皆さんとは違うんですが、まず、環境課、文化振興課、2つが1課1グループということで、

まちづくり課と生涯学習課に統合される、またそれで事務が少しほかのところに移るということですが、まず環境のほう、いろんな業務があると思うんですが、とりあえずまちづくり課と今、隣合って、業務を隣合いで話し合いもしているでしょうけども、そういう中で、先ほどのケからコですか、これに関して、まちづくり課にぽんと移管できるようなものばかりなのかというのが1点。

それと今、文化振興というのがほかの市町村も、国全体でも盛り上がっている中、先ほど私も文化振興課へ行ってお話をさせていただいて聞いてきたんですが、今の人数では到底、何もできないような状態なので、生涯学習課と大きく統合させて人員をふやして、大きな課として文化振興を後退させないというような意味でよろしいのでしょうかね。

その2点、お願いします。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 課の統合に当たっては、そのまま課長以外、人員的には同じ人数を考えておりますので、業務の継続というか、それはそのまま今までと変わらずできるのかなと思っております。

なかなか人員をもうちょっといろいろいじればいいんですが……。

○議長（沼田邦彦） ただいま答弁中でございます。御静粛に願います。

○総務課長（福田 守） 少ない中で皆さん、やっていただきますので、大きな組織になれば、それを協力し合いながら、もうちょっと機能的な仕事もできるんじゃないかなということで、今回1グループしかない課についてはほかの課と統合して、そういったスタッフ的な補完ができるような形での統合を考えたところでございます。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 統合自体の担当ではありませんけれども、文化振興課関係、教育委員会ですので、先ほど議員のほうからの質問の中にもあったように、非常に小所帯の課ですので、その割には結構大きなイベント等をこれまでやらせていただけてきました。今後さらに充実させるために、やはり人員の融通ということを見ると、生涯学習課に統合して、かなり大きな課になりますので、その中で生涯学習グループ、公民館グループ、そして文化振興グループと、それから生涯スポーツということで、国体もありますので、そういった中でやはり人数を融通し合いながら、きちんと本来の仕事ができるような形に持っていきたいということで、文化振興課を生涯学習課のほうに統合すると。

看板のかけかえという言い方は余りいい意味ではありませんけれども、内実については、さらに充実させるというような方向で考えておりますので、御理解のほど、よろしく願いたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 8番滝口議員。

○8番（滝口貴史） 環境課のほうは了解しましたが、生涯学習課には今、教育長答弁したように、今度、国体に対応するスポーツ振興室も置く。その中に今までの2グループでしたっけ、2グループと今度、文化振興グループが入って、仕事が多くなって、マイナスにならないでしょうかね。そこをちょっと確認したい。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） マイナスになるか、ならないか、やってみないとわからないという言い方は大変失礼ですけれども、ただ、そういうふうにならないように、職員の配置その他、それからいわゆる各課横断的な人事も含めて実施するように、関係部局に働きかけをしていきたい、そのように思っております。

○議長（沼田邦彦） 8番滝口議員。

○8番（滝口貴史） 今の教育長の答弁の「やってみなくちゃわからない」、それは当然なんでしょうけれども、やはり今、那須烏山市には、今回の一般質問でちょっとお話ししたところなんです、那須烏山市には文化的な施設がない、そういったことでほかの市町村から、那須烏山市は文化的なことはマイナスだ、マイナスだとほかの市町村の一般市民の方から言われているんですね。私のところにもこの前、連絡がありまして、那須烏山市には何でそういうのがない、地震でなくなっちゃったんだとお話ししても、もう地震から7年もたつと、ほかの市町村は復興しているところも結構あるので、おくらしているねという、そういう言葉になってしまうんですね。

文化振興課というのは、僕は現段階であったほうがいいのか、統合して、教育長が言ったようにやってみなくちゃわからないけれども、大所帯になって、それがプラスにならないと、これは機構改革した意味が全くないので、この文化振興というのが、烏山ということですので注目されているんですね。山あげも含めて。それなのにこれがなくなるというのは、ほかの市町村の人からも心配されているので、ぜひ生涯学習課に統合しても今まで以上のマイナスにならないようにお約束をしていただいて、答弁いただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 頑張りたいと思います。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） 窓口延長に関してなんですけれども、市民サービスを費用対効果で考えるというのはあんまり適切なことではないのかもしれないんですが、費用対効果を考えた上で、恐らく延長業務を廃止されるんだと思うんですね。

その際、こちらに延長業務の際に、毎回何名の人員を配置していて、これを廃止することによって1日当たり、もしくは年を通して幾らくらいの経費の削減になるのか、人件費、諸経費等の削減になるのかというのを、わかれば教えていただきたいです。

○議長（沼田邦彦） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 現在、市民課において総合窓口として税業務、それから収納業務、合わせて行っておりますので、市民課で対応している内容ですのでお答えさせていただきますが、窓口延長には、南那須庁舎においては毎回2名ずつ配置をしております。

実際にいらっしゃるお客様がどのくらいいるかということですが、窓口延長については、毎年度、実績をとっているんですが、ただ、この実績が件数でとっております、例えば1人で住民票と印鑑証明書をとってあげれば、それは2件というふうになってしまうので、それで計算すると、1回当たりの平均が十三、四件なんですが、実際にいらっしゃる人は恐らくその半分以下と思われま。

私も実際に南那須庁舎の窓口延長は従事しておりますので、その実状は見ておりますが、月末の収納時期、納税の納期限においては確かに納税にいらっしゃる方が10人近くいらっしゃる時もあります。ただ、通常の業務においては、1時間45分、2人で配置するほどの人員の必要はないと感じております。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） その人件費や諸経費等のコストは幾らくらい削減できるのかという点にもお答えください。

○議長（沼田邦彦） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 窓口延長にどれぐらいの人件費がかかるかというのは、実際、窓口業務を1時間45分延ばしますが、その分は途中で休憩をとらないといけないんですね。朝おくれて来るとか、休憩をとるとかで、必ずその分、休憩をとりますので、人件費がその分かさむということはありません。ただ、その分、職員がいない時間帯が長くなりますから、残った職員への負担はふえる。平成28年度に総合窓口になったときに、市民課の窓口業務を担当する職員は8人、それから税務課のほうの分室でも、証明を担当している職員は2人から3人いたんですが、10人以上の職員がいたものを、今、総合窓口は6人で回しております。しかも、そのうち2人は臨時職員です。

そういう状況で対応しておりますので、そういったことから、縮小できるところは縮小して、配置すべきところに人員を配置できるようにするのも機構改革の一環ではないかということで、今回、お願いしているところです。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） ありがとうございます。働き方改革の一環のようなことということでもよろしいでしょうか。ありがとうございました。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板議員。

○7番（矢板清枝） 議案第8号に対して質問させていただきます。

この案に関して、総合窓口を来年の4月から廃止するという方向になるということと、今、機構改革の、この法案を通すことは、同じことの関連になっていくということではない……、一緒のことと考えなくていいということなんでしょうか。そのことについて、ちょっとお話をしていただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） これは機構改革なので、窓口業務とはまた別な話になっております。組織編成なので、その編成のお話であって、市民課の総合窓口が変わるとい、窓口業務の話が、この条例で決まるわけではないので、それを御理解いただくとありがたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板議員。

○7番（矢板清枝） では、この法案を通して、皆が賛成をして通したというときに、この窓口業務……。法案じゃない、条例。条例の改正を認めたことにより、その窓口業務を縮小したことで不便があったということになったときに、きちんとまた再度、戻すというようなことがあるか、ないか、条例とは関係ありませんが、そのところが市民にとって不安がよぎる部分なので、聞かせていただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） この行政組織及び事務分掌条例の中で、窓口業務を移行というのではなく、市民課として今後どうするかという話で、南那須庁舎の窓口延長と総合窓口の業務から税務のことを減らそうという話が出ているだけで、この条例における決定ではありません。これとは全然違う分野の話なので……、（「一緒だと思うけど」の声あり）一緒ですけど、今、窓口業務はこの中に入っているわけでは、決定というわけではありません。

○議長（沼田邦彦） 矢板議員、よろしいですか。

7番矢板議員。

○7番（矢板清枝） では、この条例に関しては、関連しているようになっていますが、つながっているように我々は感じているんですけども、この条例案を通すことにより、とにかく市民サービスが低下すると感じられる部分はあるわけなんですよね。市民がこちら、南那須地区で、この庁舎で担当していただいて、そのことをやっていただいた、そのことに市民がここに来てその業務ができるということが今後なくなるということは、不安な部分が強いわけなんです。その不安の解消が……、何かちょっとまとまらないんですけど、不安の解消をしつ

かり、この議案が通っても、総合窓口がなくなってしまうということを……、何と言ったらいいだろう。ごめんなさい。ちょっと休憩していただいてもいいですか。ちょっと整理して、もう一回話したいと思います。

○議長（沼田邦彦） 矢板議員、質問だけはやってください。

○7番（矢板清枝） いいですか。

○議長（沼田邦彦） ええ。まとめて。

○7番（矢板清枝） ごめんなさい、済みません、ちょっと今、頭の中で整理していますが、機構改革をやるということは、私も理解をして、わかります。それに関しては内容もわかります。

ただ、不安があるということ、市民の不安はどこで解消されるのかというのが、今後この総合窓口がなくなることになりますよね。総合窓口としての役割はなくなってしまうのかという……。税務だけがなくなることなんですよ。（「証明関係もなくなる」の声あり）その証明関係もなくなることなんですよ。それはよくわかるんですけども、もう一度お答え願えれば。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 権限委譲の推進とか地方創生に向けた取り組みなど、行政課題はすごく増加しておりまして、その中で、職員の増は見込めない状況なんですよ。ですから、行政のスリム化を図るべきということで今回、改革をしたということで、組織については今回提案した条例の改正ということでの組織の変革、それと窓口業務につきましては、やっぱり今の二重にやっている部分とかいろいろ窓口の仕事を洗い出した中で、今の車社会とかをいろいろ考えた中で、少し統合できる部分はあるんじゃないかということで、今回、税と公金収納についてはその担当課のほうに集約できればなということで、全協のほうでお話しさせていただいたところでございます。

今回の条例改正につきましては、組織のほうの変革ということであります。窓口業務につきましては、この行政改革の中でこういった組織の中でできるものということで皆さんにお知らせしたものでございまして、住民の不安については、本当にあると思います。それについては、担当課とか、市挙げて十分な説明をして、理解をいただけるように努力してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（沼田邦彦） 質疑途中ではございますが、ここで休憩を入れさせていただきます。再開を11時20分にします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き再開します。

質疑を続けます。

10番相馬議員。

○10番（相馬正典） 今回の条例案につきまして、この条例案と南那須庁舎での窓口業務、この事務分掌の調整について、先日、全協で御説明いただきました南那須庁舎における窓口業務の見直しということで、窓口を以下のとおり縮小すると。総合窓口の公金収納業務を停止する。毎週火曜日に行っていた南那須庁舎の窓口延長業務を停止するということについては、この条例とは私は別途だと思っております。その辺は別途と考えてよろしいですか。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） はい、別な案件になっております。詳しく皆さんから今回、協議をいただいておりますので、御質問いただいておりますので、全協で改めて、日を改めて検討していただけるといいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 10番相馬議員。

○10番（相馬正典） 先に言われてしまいましたが、全議員が非常に不安に思っています。このまま通してよろしいものかどうか、これが条例案の中の必須として入っているということではないということを確認しましたので、後日再度、全協を開いていただいて、執行部と再度、詰めさせていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 窓口業務のほうについては、全協で検討させていただきたいと思いません。

○10番（相馬正典） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第8号 那須烏山市行政組織及び事務分掌条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第5 議案第9号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第5 議案第9号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、教育委員会委員、選挙管理委員会委員及び代表監査委員の報酬額を引き上げることを主な内容とした所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、補足説明のほうをさせていただきます。

議案書をめくっていただきまして、1ページ目をごらんください。

まず、第2条の改正でございますが、これは日額の報酬額が適用される一般的な非常勤特別職については、その日の会議などの職務の従事時間が4時間を超える場合には、超過する1時間ごとに1,000円が加算される取り扱いとなっておりますが、選挙の際の投票所の投票管理者や投票立会人などは、期日前投票所であれば朝8時30分から夜8時までと、4時間を超える長時間の事務従事時間を前提とした日額設定となっております、当然これまでも4時間を超え

るからといって1,000円の加算の取り扱いをしてきたところはありませんので、今回そのことを明確にするため、選挙関係の非常勤特別職については加算の対象から除外することを整備するものでございます。

次に、1ページ目の下段の第3条第5項の改正をごらんください。これは、日額の報酬額が適用される特別職が、同日に同一の場所において連続する複数の会議に出席した場合の調整規定を定めるものでございまして、これまでも運用上は一方の報酬しか支給していなかったところでございますので、今回これを明確にするため、規定を整備し、適正な報酬支給事務が行えるようにするものでございます。

次に、2ページ目をごらんください。別表第1の改正でございます。この別表第1に、それぞれの非常勤特別職の報酬額が規定されているところでございますが、冒頭の市長の提案理由の説明にあったように、今回、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、教育委員会委員、選挙管理委員会委員及び代表監査委員の報酬額を引き上げることといたしまして、教育委員会委員につきましては、年額17万円から年額25万円に、選挙管理委員会の委員長については、年額10万円から年額15万円に、委員については年額8万円から年額12万円に、学識選出の監査委員である代表監査委員については、年額25万円から年額37万円に引き上げるものでございます。

なお、表における行政委員会委員の並び順ですが、右側の現行は、上から農業委員会委員、監査委員、固定資産評価審査委員会委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員の順に並んでおりますが、左側の改正後においては、これを法律における規定順に並びかえることとし、上から、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員の順に並びかえることといたしております。この新旧対照表上においては、あくまで額が変わる部分にしか線を引いておりませんが、並び順を変える改正も行うものでございますので、御確認をいただければと思います。

また、左側の改正後の選挙管理委員会の枠に、新たに補充員が加わっております。これは、定数が4人となっている選挙管理委員会においては、3人以上の出席がなければ会議を開くことができず、事故などにより3人以上に達しないときは、補充員をもって臨時に委員として会議に出席してもらう場合があり、そういった場合に適切に報酬を支給できるよう、また、補充員として選挙管理委員会の研修などに出席してもらった場合にも、同様に報酬を支給できるよう、日額5,500円の報酬を設定するものでございます。

この額につきましては、固定資産評価審査委員会委員の日額にならい、同額としたものでございます。

次に、下段の投票所の投票管理者を初めとした選挙関係の非常勤特別職の欄の改正をごらん

ください。この改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定との整合を図るため、単位を1回から日額に改めるものでございます。

次に、その下から3ページ目にかけての備考の改正をごらんください。この備考の部分につきましては、まず、第1項については、選挙長、開票管理者、選挙立会人または開票立会人については、開票日の夜の開票の際に、職務に従事してもらう方々であり、国会議員の選挙においては、職務の終了が午前0時以降になることがありますので、ごらんのように継続して翌日にわたり勤務した場合でも、報酬の額は1日分の額しか支給しないことを明確にするものでございます。

次の第2項と第3項につきましては、現在、選挙の際に、大木須地区、小木須地区、烏山高校で行っている2時間程度の短時間の臨時期日前投票所の投票立会人の報酬や、通常の投票所における投票立会人が半日交代となった場合の報酬の取り扱いでございます。

これは、現在でも運用としてその従事内容や従事時間の実態に即して、通常額の半額を支給しているところでございますので、今回その取り扱いを明確に規定し、適正な報酬支給事務が行えるようにするものでございます。

最後に、附則でございますが、本改正は平成31年4月1日から施行することとするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 1点お伺いいたします。私は教育委員会が余りにも、引き上げてもなお安いのではないかと、低過ぎるのではないかとこの立場から質問を申し上げます。

去る11月22日の議員全員協議会で、県内のそれぞれの教育委員さん、農業委員さん、こういった委員の報酬額が一覧表になって示されました。それによりますと、県平均の教育委員が41万6,000円、農業委員は40万9,000円と、教育委員のほうが高いんですね。にもかかわらず、本市の農業委員、35万円より教育委員が25万円と低くした理由、これをお伺いします。

大体、農業委員のもとで働く農地利用最適化推進委員ですら、年間24万円です。この推進委員に近いような年報酬額で教育委員がいいものか。教育委員はわずか、教育長を除けば4人ですね。この委員が、私はもっともっとこれ、引き上げるべきですし、もっともっと活躍してもらいたい、そういう思いから質問申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 特別職報酬等審議会では、改定額を検討するに当たりまして、財政力や本市と人口規模の近い市町の報酬額等を参考に、慎重に検討されておりました。また、妥当な額に一気に増額するには市民の理解を得がたいということで、改定率を50%上限としたところであります。

なお、農業委員につきましては、昨年、改定となりまして、県平均の70%から80%台に位置するというございましたので、改正を見送ったところのございます。

また、答申に当たり、報酬等の適正な水準や公正を期すためには、定期的にこういった審議会のほうを開催することが望ましいという意見が付されておりますので、今後、定期的な開催をしまして、見直しを図ってまいろうと考えております。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 私の言っているのは、安いなら安くてもいいんですよ。市議会議員の我々の報酬も、県内では最低ですよ。それでも十分だと私は思っているんです。だから安いなら安くてもいいんだが、均衡がとれていないのではないかと、そういうのが私の意見ですから、ぜひ次の審議会が開かれたら、その辺のところ、均衡をとれるような方法で再度、引き上げについて検討していただきたい。

以上です。答弁は結構です。

○議長（沼田邦彦） 12番洪井議員。

○12番（洪井由放） 今回は消防のほうのものがなくて、消防委員会のほうにお願いをするということになっているかなと思います。これはどのような時期に開かれて、どのような時期に改定されるのか、その辺のところを御説明いただければなと思うんですけれども。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 一応、答申を踏まえまして、消防委員会、今年度末あたりに開催になると思いますが、そちらのほうにはこういった意見のあったということはお知らせしたいと考えております。

その中で、意見にもありましたように、消防団員の数、それについてもある程度、検討しなくちゃならない部分はあるのかということもありましたので、そういったものでいろいろ議論していただきまして、その中で結論が出た段階で改定のほうは考えていきたいと考えています。

○議長（沼田邦彦） 12番洪井議員。

○12番（洪井由放） 私、どうせ改定するならば、同じように改定してもらえればなと思うんです。今年度末に改定すれば、来年度の報酬が上がるということはないのではないのかなと思うんです。できるだけ早くやって、同じように上げてもらわないと問題があるのではないのかなと、こういうふう思うんですが、その点につきましてはいかがですか。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 一応これにつきましては、委員会のほうでいろいろ議論していただきまして、なるべく早い段階で改定ができるように会議のほうを進めてもらうように、努力したいと思います。

○12番（渋井由放） 了解です。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第9号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第6 議案第10号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第6 議案第10号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第10号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成30年8月の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の俸給やボーナスに当たる特別給が引き上げられたことに鑑み、本市特別職である市長、副市長及び教育長の期末手当について、特別職の国家公務員に準じた引き上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

具体的には、期末手当の支給月数を、今年度分から0.05月引き上げ、年間3.30月から3.35月にするものでございます。

この0.05月分の引き上げにつきましては、今年度は、12月分を1.725月から1.775月に引き上げ、支給するものであります。これが第1条の改正になります。

続いて、平成31年度以降でございますが、6月分と12月分をそれぞれ3.35月の半分に当たる1.675月ずつ支給するものでございます。これが第2条の改正になります。

なお、本改正に伴い、議員の皆様の期末手当につきましても、連動して同様の引き上げとなることを申し添えいたします。

以上、何とぞ御審議の上、可決・御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第10号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第7 議案第11号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第7 議案第11号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第11号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成30年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員と同様に、本市職員の給料、勤勉手当、及び日直手当の引き上げを主な内容とした関係条例の所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書をめくっていただきまして、1ページ目をごらんください。

まず、第1条、那須烏山市職員給与条例の一部改正でございます。第16条の3の改正につきましては、今年度の人事院勧告により、日直手当の支給額が勤務1回につき4,400円を超えない額に引き上げられたことに伴い、改正するものでございます。

なお、この4,400円については、年末年始以外の土日、祝日の日直勤務の手当額でありまして、平日の日直勤務については、この半額の2,200円が手当額となっております。

また、年末年始期間に当たっては、これまで8,400円でしたが、今回の4,400円の引き上げに伴い、8,800円に改めるものでございます。

次に、1ページ目の中段から2ページ目にかけては、第17条の4の改正でございます。これは、人事院勧告により期末・勤勉手当の支給月数が0.05月分、引き上げられ、年間4.40月から4.45月に引き上げとなり、その引き上げは勤勉手当で措置することとなったことに伴い、改正するものでございます。具体的には、今年度は6月分は既に支給済みですの

で、12月分の支給額に0.05月分、上乘せし、対処するものでございます。

続いて、3ページ目から7ページ目にかけては、行政職給料表の改正でございます。これは、民間給与との格差0.16%を埋めるため、平均改定率0.2%により、給料月額を引き上げるものでございます。

以上の第1条の改正は、本年4月にさかのぼって適用することといたしております。こちらは後の附則において再度、御説明いたします。

続いて、8ページ目をごらんください。第2条、同じく那須烏山市職員給与条例の一部改正でございます。

8ページ目から9ページ目の上段にかけては、第17条及び第17条の4の改正でございます。これは、先ほどの説明で、勤勉手当の支給月数を0.05月分、引き上げ、今年度はこれを12月期の支給分に上乘せして対処すると説明いたしましたが、平成31年度においては、6月期と12月期にそれぞれ0.025月分ずつ振り分けて、均等に支給しようとするものでございます。

続いて、10ページ目から13ページ目にかけては、那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正でございまして、行政職給料表における給料月額の引き上げとの均衡を図るため、医療職給料表における給料月額についても同様に引き上げるものでございます。

以上の第3条の改正は、行政職給料表の引き上げと同様に、本年4月にさかのぼって適用することといたしております。

続いて、14ページ目をごらんください。最後に、附則でございます。

第1条は、施行期日等ということで、本条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、平成31年度における勤勉手当の支給率を定めた第2条による改正については、平成31年4月1日から施行するものでございます。

次の第2条以降は、経過措置でございます。まず、第2条は、既に本年4月から支給された給料については、それは内払いとして処理し、その差額のみを支給するとした取り扱いを規定したものでございまして、最後の第3条は、今回の改正に伴う詳細な運用事項は規則で定めることとしたものでございます。

なお、本改正条例が可決された後には、速やかに公布し、12月15日の給料支給日に合わせて、引き上げ差額分の支給処理を行っていく予定としていることを申し添えて、説明とさせていただきます。

**○議長（沼田邦彦）** 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 議案第11号の市職員給与条例及び市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正ということでございます。人事院勧告に基づいて引き上げになったということでございますが、0.2%アップということでございまして、この11号の条例改正に伴って、現行から改正後は総体で幾らの値上げになるのか。総額ね。それと、平均給与というんですかね、それは幾らぐらいになるんでしょうかね。それと、初任給、高卒、短大卒、大卒ですかね、その給料は月額幾らかと。その点について御説明をいただきたいなと思います。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 影響額につきましては、今回の補正予算書のほうで、各会計ちょっと分かれていますので、合計、詳細にはちょっとまだ計算できないんですが、約700万円弱の増となることとなります。

詳細については、申しわけございません、補正予算書を見ていただくと、平均給料等も出ておりますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○17番（平塚英教） はい。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 3点ほど質問申し上げます。

これは確認なんですけど、まず1点は、今回の改正によって職員の期末・勤勉手当支給率、これは年間合わせて、今までの4.4カ月分から4.45カ月と、0.05カ月分増になると、こう解釈してよろしいのかということが1点ですね。

しかしこの給与条例、これは難解ですね。これ1回改正して、またまたもう一度改正すると。今年度分と来年度の分まで改正してありますから、こういうふうな状況になるんじゃないかと思いますが、これはなかなか、課長さんだつてこの関係、それとこの期末・勤勉手当の支給率の計算というのは、非常にこれ、難しいんじゃないかなと私、思っています。それは別として、これが1点目です。

次に、2点目ですが、この条例にこうありますよね、「勤勉手当は、人事評価の結果と勤務状況により支給する」と、こう条例で定めてあるわけですが、この辺、的確に、公正公平にこれは評価した結果、支給されているのか。それと、この評価した結果、勤務状況不良として支給率を下げた例があるんでしょうか。このことについてお伺いいたします。

3点目をお伺いします。期末・勤勉手当ですが、この支給の条例の中で、支給基礎額というのがありますね。どちらにも。それに、これは役職手当が、職員の場合は5%から15%を加算してボーナスを支給しているわけなんですけど、よその市町村もこういったことはとっているんでしょうか。同じ率なのかどうか。那須烏山市に限って、役職手当のようなものを5%から

15%上乘せして、それにこの4.45カ月を掛けた額でボーナスを支給しているのか。それと、市長の場合は、もうこれはさっき条例改正になったわけなんです、期末手当を支給するには、給料にプラス100分の45を加えた額がこの対象になるわけなんです、こういった市長についても、これは議員の場合でも、わずかですが15%ほど引き上げになっているんですが、これは議員については私は後で事務局に聞くこととしまして、こういった倍増、こういうようなことは、よその市町村でも採用しているのかどうか、お伺いします。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） まず、1点目につきましては、議員おっしゃるとおり現行の4.4月から4.45月に変更となるものでございます。

2点目の、人事評価の結果等状況を反映しているのかということでございますが、今年度につきましては、昨年度の総合評価によりまして、成績上位の者、中位の者と下位の者という形で区分されまして、上位の者、中位の者については同じ率なんです、下位の者については若干低い率ということでの支給をしているところでございます。

あと、役職加算につきましては、これは国に準じて各地方公共団体の職員もあわせて条例等をつくっておりますので、原則、同じ率を掛けているものだと思います。

以上です。

○15番（中山五男） 了解いたしました。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） ないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第11号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市診療所

医師の給与の特例に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

◎日程第8 議案第12号 那須烏山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第8 議案第12号 那須烏山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成29年3月の市税条例等の一部改正により、新たに設けられた平成31年10月1日からの軽自動車税の環境性能割の非課税及び課税免除の取り扱いについて、所要の規定の追加をするものであります。

平成31年10月1日からの軽自動車税の環境性能割については、現在の県税である自動車取得税にかわり、新たに軽自動車税の購入時に、軽自動車税の一部として課税される税であります。

この環境性能割は、市税となるものですが、当分の間は県が県税である自動車税の環境性能割とともに一括して徴収する仕組みとされ、納税の手続きも、現在の自動車取得税と同様に、軽自動車を取得したときに販売店などを通じて県に納付する仕組みとされているところでございます。

本案は、当分の間は県が県税である自動車税の環境性能割とともに一括して徴収する運用上、既に平成29年3月の市税条例等の一部改正により盛り込まれた環境性能割の減免と同様に、

環境性能割の非課税及び課税免除についても、自動車税と軽自動車税とで対象車両の考え方と範囲を同一にする必要があることとされたため、非課税及び課税免除の取り扱いについて、所要の規定の追加をするものであります。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

水上税務課長。

○税務課長（水上和明） それでは、命により、議案第12号の税条例等の一部改正につきまして御説明申し上げます。

軽自動車税の環境性能割創設に係る条例の一部改正につきましては、平成29年3月議会において上程させていただき、可決していただいたところですが、平成31年10月1日からの運用開始に向け、実務上の観点から環境性能割の非課税及び課税免除についても、自動車税と軽自動車税で対象車両の考え方と範囲を同一にする必要があることとなったことから、施行日前の平成29年3月の税条例等の一部改正の一部改正を行い、所要の整備を行うものです。

詳細につきましては、新旧対照表により御説明申し上げますので、1ページをごらんください。

まず、附則第15条の2の2ですが、非課税の特例として、県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして、市長が定める三輪以上の軽自動車には環境性能割を課さない旨を規定するものです。

具体的には、日本赤十字社が所有する救急の用に供する軽自動車、巡回診療または患者の輸送の用に供する軽自動車、血液事業の用に供する軽自動車、救護資材の運搬の用に供する軽自動車などが対象になります。

次に、15条の2の3ですが、課税免除として、県知事が自動車税の環境性能割を免除する自動車に相当するものとして、市長が定める三輪以上の軽自動車には、環境性能割を免除する旨を規定するものです。

具体的には、特定非営利活動法人の設立日以降3カ年以内に、専ら特定非営利活動に係る事業の用に供するため無償で譲り受けた軽自動車対象になります。

次に、15条の3の2ですが、環境性能割の課税免除及び減免を受けようとする者は、県の自動車税の例により、申請書を県知事に提出する旨を規定するものでございます。

なお、現在、那須烏山市においては、この非課税、課税免除に該当する車両はございません。

以上で、議案第12号の税条例等の一部改正についての詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 市税条例等の一部改正ということでございまして、軽自動車税の特例、減免の改正ということでございます。私、不勉強でわかりませんが、軽自動車というのは何cc以下のものを指すのでしょうか。

ちなみに、2018年度は市内においては何台あったのか。

1台につき、この対象のものは免除すると、環境性能割の課税免除という、これに該当するものは今後どのぐらい、何台ぐらい予想され、幾らぐらい減免になるのかですね。免除だからこれは無償ということですか。（「そうですね」の声あり）該当するものが今後、出てくるかどうか、その点についてお示ししていただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 水上税務課長。

○税務課長（水上和明） 今後、この非課税になる車両が該当するかどうかということですが、けれども、那須烏山市においては、該当する車両は確率的に余り多くないと予想されるところでございます。

あと、1点目、2点目の軽自動車の規格、また、登録というか、軽自動車は何台あったかというのは、ちょっと今、手持ちの資料もございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○17番（平塚英教） はい、お願いします。結構です。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第12号 那須烏山市税条例等の一部を改正する条例の一

部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第9 議案第13号 那須烏山市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第9 議案第13号 那須烏山市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第13号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本条例の根拠法令であります企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

この改正により、法律名が「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に変わり、従来の「産業集積の促進」から、より広い範囲の「地域経済牽引事業の促進」に拡張され、製造業のみならず、サービス業等の非製造業を含む幅広い事業や事業主体を対象とし、設備投資減税や、財政・金融面の支援、規制の特例などの支援措置が整備され、地域の成長・発展の基盤強化を図ることとなりました。

本市では、従来の法律においても、企業立地計画を策定し、設備投資を行った事業者に対しては、3年間、固定資産税を免除することとしておりましたが、改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律においても、地域経済牽引事業計画を策定し、設備投資を行った事業者に対しては、3年間、固定資産税を免除することとするもので、法律の改正に沿って、条例の題名、引用する法令・条項、対象期間等の整備を行うものであります。

詳細につきましては、税務課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

水上税務課長。

○税務課長（水上和明） それでは、命により、議案第13号の那須烏山市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

本案件は、市長提案のとおり、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴いまして、所要の改正をするものです。

改正法の主な内容は、市長の説明にもありましたとおり、制度の内容が従来の産業集積の促進から、より広い範囲の地域経済牽引事業の推進に拡張されたことです。そのことにより、地域経済発展の基盤強化を図り、地域の特性を生かした高い付加価値を創設し、地域の事業者に対する経済波及効果を及ぼす地域経済牽引事業を実施する事業者を応援するものです。

主な改正点ですが、根拠法令の題名改正に伴う条例の題名及び引用部分の改正、また、課税免除を受ける施設について、取得した期間を県の基本計画に合わせるものとなっております。

詳細につきましては、新旧対照表により御説明申し上げますので、1ページをごらんください。

まず、第1条ですが、根拠法令が「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」から、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改正されたことに伴う文言の改正になります。

次に、第2条ですが、制度の内容が従来の「産業集積の促進」から、より広い範囲の「地域経済牽引事業の促進」に拡張されたことに伴う文言等の改正、また、課税免除を受ける施設の設置期間について、「平成25年4月1日から平成30年3月31日」を、「平成29年9月29日から、平成33年3月31日」とし、栃木県における基本計画に合わせる改正になります。

次に、第3条ですが、課税免除となる固定資産税について、取得の時期を「平成25年4月1日以降」から、「平成29年9月29日以降」とし、栃木県の基本計画に合わせるものです。

なお、課税免除される固定資産税に対しては、交付税措置対応となるため、市の負担減につながるものとなっております。

以上で、議案第13号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） これまでの市の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除というのが、地域経済牽引事業の促進による地域

の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除ということで、期間も平成33年3月31日までということになったところで、これまでよりも幅広い、対象を広げる免除規定ということでございますが、具体的には、現行の免除規定によって減免されている状況という内容、今度の改正によってこれがいわゆる減免対象が広がるという説明なんですけど、どのくらい広がるというような見込みを立てておられますか。現行と改正後の状況について、説明をお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 水上税務課長。

○税務課長（水上和明） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

過去に1社、該当がございました。免除期間は、平成24年度から26年度の3年間となっております。免除額が1,012万5,000円となっております。

今後、この新条例になりまして、今のところ該当になる企業、1社ほど確認しているところでございます。対象範囲が広がりましたので、できれば多くの事業者の方に御利用していただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

10番相馬議員。

○10番（相馬正典） 済みません、文言がちょっと難しくてわからないので、ちょっと教えていただきたいんです。地域経済牽引事業というものは、具体的にどういうものを言うんですか。

今、1社あるとおっしゃっていましたが、どういった関係の会社なんでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 本条例につきましては、産業政策推進のための減免措置ということでありますので、商工観光課のほうから説明いたします。

地域経済牽引事業というのは、今回の法律改正によりまして、国の方針に基づく県の計画がございまして、その計画でこういった事業が対象となるということで規定しております。

中身につきましては、栃木県の重点5分野、特に自動車産業とか航空宇宙産業、医療機械、光、環境等のものづくりの分野、その他、イチゴとか二条大麦の県産の農産品を生かしました食品産業の分野、あととちぎヘルスケア産業フォーラム等を利用しましたヘルスケア関連産業、第4次産業革命、あとは観光農園や農業体験などの観光分野にまで、今まで製造業のみだったものが、サービス業まで広がったということでございます。

現在、県の計画に基づいて、企業のほうで出している1社につきましては、自動車関連産業

に当たります。

○10番（相馬正典） わかりました。了解です。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） ないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第13号 那須烏山市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第10 議案第14号 那須烏山市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第10 議案第14号 那須烏山市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第14号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則の一部改正により、主任介護支援専門員の定義が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） それでは、議案第14号につきまして、詳細説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。

地域包括支援センターの職員に関する基準につきましては、介護保険法施行規則で定められ、その基準を参酌して条例で定めることとされております。

第4条において、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置することを定めています。そのうち、主任介護支援専門員については、平成28年度から5年の更新制が導入され、さらに介護保険法施行規則の一部を改正する省令により、主任介護支援専門員の定義が、介護支援専門員であって、主任研修を修了した者となりました。また、5年を超えない期間の起算日を、主任更新研修の修了日としており、実質的には5年よりも短い期間で更新される場合もあるため、更新前の長短が人や都道府県により異なることとなっているところ、これを原則5年ごとに更新されるよう、見直しを行うものです。

本改正案は、これを受け、これまで「介護保険法施行規則第140条の6第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。」と規定されていたものを、「介護保険法施行規則第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。」とした簡潔な規定方式に改め、主任介護支援専門員の詳細な定義は、介護保険法施行規則に委ねようとするものです。

なお、改正条例の施行は、公布の日から施行するものです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 議案第14号の市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正ということでございまして、ただいまの提案理由にもありましたように、主任介護支援専門員というのを、これまでは研修を修了した者ということだったものを主任介護支援専門員というふうに明確にするということですね。

烏山の駅前にも地域包括支援センターがあったかと思うんですが、市内にはこの地域包括支援センターというのは何個あって、どことどことどこにあるのか、また、主な活動内容について説明をお願いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） 地域包括支援センターが市内に幾つあるのかというような御質問でしたので、地域包括支援センターは現在、直営型の地域包括支援センターみなみなすが保健福祉センターの中にございます。それからもう一つ、今年度から委託で始めました地域包括支援センターからすやまのほう、駅前のほうにございます。

どんな活動をしているかということですが、高齢者のあらゆる相談に応じております。認知症の問題、それからサービスがなかなか受けられない方をサービスに結びつけるような仕事、それから虐待関係があるときには、またその対応等をしてもらっている状況です。

高齢者の人口6,000人に1カ所はつくることということになっておりまして、昨年度までは保健福祉センターの中で担ってございましたけれども、2カ所、本来はなくてはいけないということで、ことしから2カ所になったようなことになっております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

9番小堀議員。

○9番（小堀道和） ちょっと教えてください。先ほど説明の中で、この条例の変更で、5年ごとというのはどこを見ればいいのかということと、あとこの条例の改正によって、うちの市がプラスの影響、マイナスの影響、どのように、多分プラスだと思うんだけど、どんなプラスが考えられるのかというのを教えてください。将来にわたっても含めて。

○議長（沼田邦彦） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） プラスかマイナスかというような話ですので、これはプラスになると思うんですけれども、今まで5年間なくても更新を受けていた、ですから実績がないのに、研修だけは受けられてしまっていたというような人がいましたけれども、これからはきっちり5年を経過した人でないと、この研修も受けられないというように変わったということですので、プラスではないかなと思っておりますけれども。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） もう一つの5年というのは、ほかのところを見るということですか。

○議長（沼田邦彦） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） 5年については、「委ねる」というように書いてあったと思うんですけれども、条例のほうにはございまして、介護保険法の施行規則のほうに委ねるよ

うな形になっております。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） 了解。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第14号 那須烏山市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第11 議案第15号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第11 議案第15号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第15号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） それでは、議案第15号につきまして、説明申し上げます。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴うものでございます。

1 ページ、新旧対照表をごらんください。

第7条第1号につきましては、まず、訪問介護員が介護職員初任者研修課程を修了した者に限ると規定されたことによります追加でございます。

2 ページ、第61条の9、4号、それから3ページ、61条の10、5項等、各条文において「指定地域密着型通所介護従業者」が、「地域密着型通所介護従業者」といって指定がとられたことにより、統一されたことによる読みかえでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第15号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第12 議案第16号 那須烏山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第12 議案第16号 那須烏山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第16号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） それでは、議案第16号について説明申し上げます。

1ページをごらんください。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、介護保険法第5条の2に、「認知症に関する調査研究の推進」という項目が追加されました。それに伴いまして、第5条の2第1項が追加されましたので、それに伴い、項ずれを修正したものでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第16号 那須烏山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第13 議案第17号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第13 議案第17号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第17号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、子供たちのための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付について、保護者からの申請があった場合のみ可能となったことから、受給資格等の確認の方法に関して、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、こども課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

神野こども課長。

○こども課長（神野久志） それでは、命により、議案第17号について詳細説明させていただきます。

初めに、今回の条例改正の背景としましては、平成28年12月の閣議決定の地方からの提案の対応方針を踏まえて、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が平成29年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことによるものでございます。

最初に、新旧対照表の1ページをごらんください。

第8条であります。これまでは、保護者が幼稚園または保育園に教育または保育を受けたいという申し出をした場合に、幼稚園または保育園側においては、支給認定証によって支給認定の有無、小学校就学前の子供の区分、1号、2号、3号等ございます。それから支給認定の有効期間や必要保育料——これは短時間と標準時間等でございます——を確認するというもので定められておりましたが、今回の内閣府令の改正により、今後は支給認定証の交付そのものが保護者の側から交付を希望する場合のみに交付することとなったため、保護者の側からしますと、子ども・子育て支援法施行規則第7条2項に規定する支給認定に係る事項を記載してある支給認定通知書と支給認定証の両方か、もしくは支給認定通知書のみの通知を受け取るということになります。

これによって、支給認定証が任意交付という形になることから、幼稚園、それから保育園側としましては、教育、それから保育を受けたいという保護者の申し出を受けた場合に、支給認定証または支給認定通知書のいずれかをもって、支給認定の有無等を必要に応じて確認するという形で改正するものでございます。

続きまして、15条関係になりますが、こちらにつきましては、内閣府、文部科学省及び厚生労働省における府令及び各省令の全部改正が、先ほど同様、平成29年3月31日で告示され、平成30年4月1日に施行になったことを受けまして、この15条第1項第1号の幼保連携型認定こども園教育・保育要領と、同項第3号の幼稚園教育要領に法令番号を付すことにより、当該要領の特定化をすることに加え、同項第4号の保育所における保育の内容における厚生労働大臣が定める指針が、平成29年厚生労働省告示第117号により全面改正された保育所保育指針となるため、今回の改正をするものでございます。

なお、この一部改正条例の施行日につきましては、既に交付された支給認定証に関しまして

は改正内容を遡及させることはできませんが、実際、実務として既に実施している実情から、公布日施行とさせていただきます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 議案第17号の市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正ということでございまして、これまでは、支給認定保護者の提示する支給認定証ということで、あらかじめ公から支給認定証が受けられたわけですが、それ以外で今回、内閣府令によって、支給認定証は支給を受けようとする子供の保護者が申請しなければならないというふうに変ったものと私は受け取ったんですが、その場合、今まで同様にその特定教育とか保育、そういうところに入れたいと親が思っても、この申請がなければ支給認定証が得られないわけですね。

だからそういうことで、今まで自然に特定教育・保育施設、認定こども園等の施設に入所できたものが、できなくなるようなケースがあってはまずいなと思いますので、該当される保護者というか関係者については、この支給認定証申請漏れがないように、きちんと説明をされて、この支給認定証が交付されるように、行政のほうからも支援をいただきたいと思うんですが、その辺の考え方とか対応についてはどういうふうに考えていますか。よろしくお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） ただいまの質問にお答えいたします。

今回、条例改正ということで、このような表現はさせていただいておりますが、従来どおり幼稚園、それから保育園等に入れたいという相談があれば、必要に応じて電話相談の後、窓口で実際に相談をお受けしたり、状況によっては入所がすぐにはできなくて待機という形になるケースもございまして、そういったことにつきましてもその都度、関係する保護者の方には担当のほうから通知等でお知らせをしておりますので。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） ぜひ、この内閣府令の内容が変わっても、従来同様に特定教育・保育、そして認定こども園等の入所については、保護者のほうの申請漏れがないように、また、支給認定証が交付、今までどおりされるように、指導あるいは御支援をお願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第17号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第14 議案第18号 那須烏山市美しく住みよい環境づくりに関する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第14 議案第18号 那須烏山市美しく住みよい環境づくりに関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第18号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴い、旅館業法中の文言が一部変更されたことから、本条例中の引用部分を改めるものであります。

具体的には、ホテル営業、旅館営業という区分が統合され、旅館・ホテル営業と変更されたことから、条例の引用部分を、同じ表現に変更するものであります。

以上、何とぞ御審議の上、可決、御決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第18号 那須烏山市美しく住みよい環境づくりに関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第15 議案第19号 那須烏山市水道事業設置及び経営基本条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第15 議案第19号 那須烏山市水道事業設置及び経営基本条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第19号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成31年4月1日に予定しております簡易水道事業の水道事業への統合に伴い、所要の改正をするものであります。

具体的には、これまで簡易水道事業により水道を供給しておりました地区を、水道事業の対象地区へ編入するものでございます。

この統合により、今まで特別会計で運営しておりました簡易水道事業区域につきましては、今後、地方公営企業法の適用を受けた水道事業として、施設の効率的な維持管理や計画的な設備更新など一括して運営することとなり、さらなる財政の健全化、経営基盤の強化に努めていく所存であります。

あわせて、これにより本市における簡易水道事業は全て終了するため、那須烏山市簡易水道事業設置及び経営基本条例は、廃止するものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 議案第19号の市水道事業設置及び経営基本条例の一部改正ということで、これまで簡易水道であったものを、新年度から水道事業に統合するというような中身でございます。

経営基盤の強化というふうに先ほど提案理由の説明がありましたけども、簡易水道を実施しているのは、簡単に言うと費用対効果が薄い中でも、どっちかといえば中山間地というか、非常に戸数の少ないところにやったものでございまして、また、自然災害では落雷等でしばしば水道の施設に被害を生じていると、こういうところでございます。これからは水道事業一本ということで、非常にわかりやすいんですけども、自然災害とか、いわゆる簡易水道独特の、なかなかその費用対効果が薄いところを、この上水道に入れるわけなんですけども、その場合、例えば、これは私、わかりませんが、これまでならばそういうものについて国や県の何か支援を得られるような、例えば落雷等で施設の被害を受けたときにいただけたのかどうかもわかりませんが、そういうものが上水道になった場合に、当然、水道事業は独立採算事業というんですかね、そういうものが求められると思いますので、これまでよりもどっちかという環境が厳しくなるのかなと勝手に想像するんですが、そんなことはないのかどうか。簡易水道を上水道に統合することによるメリット、デメリット、そういうものはどんなふうに考えているのか、心配ないのかどうか、その辺ちょっと説明いただければと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤光明） ただいま平塚議員の御質問の落雷等の対応につきましては、

国等の補助はございませんので、自前で入っております保険のほうの対応ということになっておりました。

それから、今後、水道事業として一本化になるわけですが、今までも簡易水道事業でありましても、水道事業と同じように市民の命を守るということで、水の供給には万全を期しておりましたので、今後におきましても水道事業と統合になりましても、相変わらず安全でおいしい水を供給できるように努めてまいりたいと考えております。

○17番（平塚英教） デメリットはないと。

○上下水道課長（佐藤光明） はい、デメリットはございません。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○17番（平塚英教） はい。

○議長（沼田邦彦） 12番渋井議員。

○12番（渋井由放） ただいま上程されております水道事業の一本化という単純な話なのかなと思うんですが、確認をちょっとしていきたいと思いますが、興野地区は今ある水道事業につなげないために、これはそのままの形態でもって移行していくと、こういうようなこと。残りについては、つないでいく方針ではないかなと考えるところなんですけれども、そのつなぐに当たっては、費用がかかるのではないかなと、こういうふうに思われますが、どの程度の費用がかかるのか、その辺のところを御説明いただければと、このように思います。

○議長（沼田邦彦） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤光明） ただいま渋井議員の御質問でございますが、興野簡水につきましては、こちらは烏山城東浄水場と一緒にせず、経営の統合ということで当面は考えております。水道事業として統合した後に、これからの方針ということで考えていきたいと考えております。

経費につきましてもまだつかんでおりませんので、今後、一本化した後に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 12番渋井議員。

○12番（渋井由放） そうしますと、これからとりあえず財布だけ一緒にして、どのぐらい出せるかというのはこれからやるんだというのは、こういう計画を立てるときには大雑把でももしかするとこのぐらいはかかるんじゃないのかとか、そうすると今、例えば10億円ぐらい持っているんだけど、その中でこういうふうに出さなきゃならないんじゃないのかというようなことはつかんでから始まったほうがよろしいのではないかなと。もう今これが出ていて、今それを騒いでもしょうがないところなんですけど、できればこの水道事業なんか長期の話になりますので、そういうところも含め、多分、職員の数も足りないのかなとは思いますが、皆さ

んの努力でしっかりと対応していかないと、公営企業法にのっつた、簡単に言うと会社組織と同じだということになりますと、経営ですから、いや、よくわからないんですよ、でも、まあ、とりあえずという話をこの場でされてもちょっと困るなと思いますが、今後はそういうところをしっかりと対応していただければと思います。答弁は結構ですから。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第19号 那須烏山市水道事業設置及び経営基本条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第16 議案第20号 那須烏山市老人憩の家設置、管理及び使用料条例の廃止について

○議長（沼田邦彦） 日程第16 議案第20号 那須烏山市老人憩の家設置、管理及び使用料条例の廃止についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第20号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、昭和48年の開設以来、高齢者の憩いの場として重要な役割を果たしてきました那

須烏山市初音の老人憩の家やすらぎ荘につきまして、施設の老朽化や利用者の減少、さらには公民館や保健福祉センター等の高齢者の活動の場が充実してきましたことから、平成31年4月1日付をもって用途廃止するものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） それでは、議案第20号 那須烏山市老人憩の家設置、管理及び使用料条例の廃止につきまして、詳細説明を申し上げます。

初めに、施設の現状と課題について申し上げます。やすらぎ荘は、高齢者のレクリエーションの場として活用されておりますが、その利用者は減少の一途をたどっております。加えて、建物自体が旧耐震構造であり、築45年の経過をし、老朽化が著しく進んでいることを考慮しますと、耐震化、大規模改修修繕を施して、施設の維持管理の必要性がございます。ですが、その費用対効果があるとは言えない状況でございます。

また、当施設の管理を委託する管理人は、敷地内の管理人住宅に居住し、施設内営業による事業収入にて生計を立てておりますが、近年では集客が思うように見込めない状況から、管理人の生活にも大きな支障を来しております。

こういった現状と課題を受け、管理人の就労・住居への支援、及び自治会集会施設としての機能に十分配慮の上、用途廃止に向けた検討を進めてきた次第でございます。

この結果、用途廃止を結論づけるまでの経緯について、御説明いたします。

まず、管理人の就労・住居への支援についてでございます。やすらぎ荘が用途廃止になった場合、管理人には新たな就労先と住まいが必要となっております。就労につきましては、みずから就労活動により、現在は民間会社の社員となり、中距離トラック運転手として就労しております。また、住まいにつきましても既に市内の賃貸住宅に生活の拠点を移しております。

次に、自治会連合会との話し合い結果について申し上げます。やすらぎ荘は、地元自治会の利用が多くあり、存続の要望がございました。存続が難しい場合は、施設改修の上、自治会に無償譲渡してほしいとの希望もございました。しかし、施設の維持管理費の問題、それから施設の老朽化等を説明申し上げましたところ、自治会において検討の結果、施設廃止やむなしの回答をいただいたところであります。

これらのことから、当該施設を運営していく意義が薄れてきたと判断し、廃止の結論をいたしたところであります。

なお、この廃止条例の施行は、平成31年4月1日となります。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議ください。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

10番相馬議員。

○10番（相馬正典） ちょっと確認させていただきたいんですけど、まず、解体の予定が多分、来年度になるんですが、その解体予定日はいつごろなのか、それから、解体までの間、来年度も引き続き希望があれば使うことが可能なのかどうか、そういったところお伺いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） それでは、まず1点目の解体の予定でございますが、当初は来年度いっぱいと考えておりましたが、消費税増税がありまして、早い時期に解体をしたいと考えております。9月までに全ての処理を終わらせないと消費税のほうに影響してしまうということで、早期の解体となっております。

それから、使用については、12月いっぱいということで考えておまして、1月から3月までは施設内の処理等の関係で休館というような対応にしたいと考えております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 10番相馬議員。

○10番（相馬正典） 1月から3月は休館で、12月いっぱいまでならば使ってもいいよという話ですね。ある程度、余裕をいただいて、解体予定の解体にかかる1カ月前とか2カ月前とかぐらいまでの余裕がいただけると、多分ないと思うんですけど、集まり事はないと思いますが、そういった多少の余裕をいただけないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） そうですね、できるだけ余裕のほうは持たせたいとは思っているんですが、設計を組んで解体という形で、9月までに終わるかということ、考えさせていただきたいと考えております。

また、休館等についてのお知らせは、自治会長会議等で御説明させていただきたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） 10番相馬議員。

○10番（相馬正典） じゃあ、そのようなことで、柔軟に考えていただければなということ要望して、終わります。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） こちらの施設の代替施設だったり類似施設等が市内にあるのであれば、

教えていただきたいんですが。

○議長（沼田邦彦） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） 代替施設等については、先ほど市長も話されたと思うんですが、保健福祉センター等が今現在、中心に使われているということで、あと高齢者に関しては、できるだけ身近な地域で居場所を見つけるというようなことで、現在、市内に12カ所のふれあいの里ができておりますが、そういった部分を充実していくことで考えていきたいと考えております。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） ありがとうございます。

あと、全協のときも御説明ありましたが、解体工事費用等に関してはどれくらいを予想されているのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） 今のところ、全協で説明したとおり、2,000万円ということで変わりございません。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

12番洪井議員。

○12番（洪井由放） 老人憩の家につきましては、利用者が市内全体の建物だと。それで条例をつくってこれを制定して、老人関係の皆さん、ぜひ使ってくださいよというような形で運営をされてきたのかなと思いますね。

閉鎖に当たって、皆さんに御説明をしたと、こういうようなことでございますが、閉鎖についての説明、いわゆる市内全体の自治会やら老人会への説明と、よく利用されている地元の自治会等の説明と当然あったのではないのかなと思うんですが、その辺、どの程度こういうふうにお話、打ち合わせ等をした経過があるのか、その辺を御説明いただければと思うんですけれども。

○議長（沼田邦彦） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） 自治会等の説明は、今後、12月13日に自治会長等会議がございますので、そちらで説明するような形になっております。その後、お知らせ版で12月15日号になるかと思うんですが、そこで市民の方には周知するという形で考えております。

地元自治会のほうとは、この結論に至った時点で、1月から休館ということについてはまだお知らせしていないので、今後この説明が終わってから機会を持っていきたいと思っております。

○12番（洪井由放） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番(中山五男) 私は廃止することに反対をするものではありませんが、過日の全協で説明がありましたね。そのことから、ここで注文をつけておかないと間に合わないなと思ひまして、2点ほど申し上げたいと思ひます。

まず1点。解体工事費は2,000万円を要するというような説明でありました。その解体の工事の設計委託料も100万円ほどかかると、そのように説明がありましたね。そこで、その解体設計を、市には一級建築士ですか、二級ですか、2名採用しておりますので、その職員に積算させるべきであると思ひています。なぜなら、これは本市が合併する前に、このような合併効果が上がるよということは具体的に4項目ほど、執行部のほうから説明があったんですよ。大きな効果が、こういう効果があります、こういう効果がありますと。その1つは、合併すれば専門職員の増強配置ができると、このような説明でありました。それで、本市はそのとおりに合併後、建築士の資格のある者を2名採用していると思ひますので、その採用した職員でもって、解体積算はぜひさせるべきであります。それこそ合併効果が上がったと私は思われまふので、ぜひそうしてください。

それともう一点、この間も私も申し上げたんですが、解体後の跡地、これは社会福祉協議会の駐車場がちょっと今は手狭だと。だからそれに使いたいということなんですが、しかし、私は全部が必要ではないと思ひているんですよ。あいた部分を山あげ会館の駐車場のよう、個人の無断駐車場になってしまうのではないかと思われます。特にあそこは余り人目につかない奥地ですから、そのようなことも考えられますので、このところは徹底してもらいたい。

以上、注文申し上げます。

○議長(沼田邦彦) 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長(小田倉 浩) 実際、工事を担当する都市建設課として、今の第1点目についてお答え申し上げたいんですが、まず、今回のやすらぎ荘を解体するのは、なぜ職員ができないのかということなんですが、こちらは平成14年5月30日から施行されました建設リサイクル法、ちょっと長くなっちゃうんですが、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律ということの縛りで、解体する建物の延べ床面積が80平方メートルを超える場合、現場での分別、それと発生する資材等を再資源化、再資源化というのは、処分してはいけないということですね。こちらは再処理工場に持って行って再利用するという大きな2つの縛りがございします。

こちらを具体的に設計をどういうふうにするかということ、建物をつくるのと全く同じ業務が発生します。これはなぜかということ、現場で発生する、例えば木材、金属、アスファルト、コンクリートその他、こちらを全て積み上げて計上しなくちゃいけないということございしますので、こちら、先ほど100万円と言ったんですが、100万円という価値というのは、1人

の技術者が2カ月は専従でやってかかるような業務でございます。

それと、アスベスト調査、こちらは建物に、古い建物なものですから、アスベストが使われているかどうか、その調査も義務づけられていますので、現実的に1人の職員が2カ月その仕事、それでその他の仕事は一切できません。

あと、済みませんが、この場をおかりして、私も技術系の職員で採用されております。我々技術系職員は、そういった実務をやるのではなくて、専門の設計事務所等に委託したその成果品を審査する、そちらの能力を責務だと思っておりますので、私も古い人間で、昭和の時代からこの仕事をしていますが、その法令が施行する前は解体工事につきましては簡便な方法で、法律的に縛りはなかったんですが、今はもうそういった法律に縛りがありますので、手間暇かかる設計業務だと理解してもらいたいです。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 今の、一級建築士ですよ、今、採用しているの。それではなかなか難しく設計ができないというんですが、設計士としてのプライドはないのかな、課長。

私も元は土木関係の技術屋の端くれですが、もちろん学校を卒業したばかりは、これは測量しかできません。設計はできません。しかし、それは私は土木事務所へ、または県の道路建設課に行ってさまざまな面で教を乞うて、一通りの設計はできるようになったわけなんですよ。

そのように勉強すれば、どこかへ行って、担当課に行って聞けば、このぐらいのことが設計できないはずがないですよ。私はもしできないとするならば、これはプライドがないんだと、そう思っています。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） できないと言っているわけじゃありませんので、私どもの仕事は、できたものを審査するという仕事なものですから、その設計をやっているとほかの仕事は一切できなくなっちゃいますので、これは現実的じゃないということでお伝えしました。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） じゃあ、2人の建築士というのは、具体的に毎日どんな仕事をしているんですか。専門的な仕事が365日必要なほどの仕事量があるんでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 我々技術系の職員は、工事の発注とか施工管理、あと設計事務所との打ち合わせと、その他いろんな多方面の業務がありますので、何というんですかね、設計を審査するのが、何遍も言って申しわけないんですが、審査するほうの立場でございます

ので、何といたたらいいですかね、この場合……、済みません、私、先ほどちょっとつけ加えるのを忘れたんですが、こちらはあくまでも建設リサイクル法に適用する工事なものですから、こちらに適用しない工事、それは簡便法をとって法令的にオーケーなものですから、そちらについては直営で設計しております。

○15番（中山五男） 残念ながら3回終わりましたので。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第16 議案第20号 那須烏山市老人憩の家設置、管理及び使用料条例の廃止について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を2時25分といたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時25分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、先ほど上程された議案第12号の質疑において、平塚議員の質問に対し答弁漏れがありましたので、税務課長から追加答弁があります。

水上税務課長。

○税務課長（水上和明） それでは、先ほどの平塚議員の質問に対する答弁漏れにつきまして、お答えさせていただきます。

まず、軽自動車の定義でございますが、排気量660cc以下の三輪・四輪自動車ということになります。それに係る登録台数ということでございますが、1万135台ということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 日程第17 議案第1号から、日程第23 議案第7号までの平成30年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、介護保険特別会計補正予算（第2号）、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、下水道事業特別会計補正予算（第2号）、簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の7議案については、いずれも平成30年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

- 
- ◎日程第17 議案第1号 平成30年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）  
について
  - ◎日程第18 議案第2号 平成30年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
  - ◎日程第19 議案第3号 平成30年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
  - ◎日程第20 議案第4号 平成30年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
  - ◎日程第21 議案第5号 平成30年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
  - ◎日程第22 議案第6号 平成30年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
  - ◎日程第23 議案第7号 平成30年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（沼田邦彦） よって、議案第1号から議案第7号までの7議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

## 〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号から議案第7号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 平成30年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は一般会計予算歳入歳出をそれぞれ1億1,716万5,000円増額し、補正後の予算総額を115億8,170万7,000円とするものであります。

今回は、国・県補助金の追加決定及び各施設の修繕・改修、または人事院勧告や人事異動に伴う人件費の精査など、対処しなければならない事務事業等が生じたことから、補正予算を編成したものであります。

また、平成30年度で契約期間が満了し、平成31年度以降の新たな契約を進める必要が生じた放課後児童健全育成事業運営業務委託及び一般廃棄物収集運搬業務委託につきまして、平成33年度までの債務負担行為を追加補正するものであります。

では、主な内容を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。総務費は、ふるさと応援基金積立金として、全国各地から御寄附いただいた金額を積み立てするものであります。

南那須庁舎管理費は、議場照明の照度不足を改善するため、LED化に要する経費の計上であります。

住宅リフォーム助成事業費は、交付申請件数の増加が見込まれることから、助成金を増額するものであります。

民生費は、障がい者介護給付、訓練等給付費、障がい者療養介護医療費として、平成29年度の国・県負担金の実績報告に基づく償還金の計上であります。

老人憩の家運営費は、やすらぎ荘の用途廃止を行い、今後、施設の解体を行うための設計業務委託費の計上であります。

子ども・子育て支援事業総務費は、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、ニーズ調査及び分析を行うための経費の計上であります。

保育所等施設整備支援事業は、私立保育園の園舎建設に対する国庫補助交付基準額が引き上げられたことによる増額であります。

私立保育施設運営委託事業費は、私立保育園や認定こども園の施設型給付費について、入所児童数の増加や公定価格の改定等から増額するものであります。

こども医療助成費は、今年度の医療費の実績を考慮し、今後、不足が見込まれる額について増額するものであります。

農林水産業費は、新規就農総合支援事業費として、地域農業の担い手育成を図るため、新たに就農した4名の方に補助金を交付するための増額であります。

市単独土地改良事業費は、農道の舗装やポンプの修繕、水路の補修等について、国庫補助や県単補助の対象とならない事業に対し、市が助成をするための増額であります。

土木費は、道路維持管理費として、今後の除雪対策や道路路面補修、支障木の伐採に対応するための経費の増額であります。

急傾斜地崩壊対策事業費は、栃木県が施工する急傾斜地崩壊対策事業旭表地区について、受益者負担分として、事業費の10%を負担金として計上するものであります。

教育費は、自治会公民館施設整備費として、公民館の改修を行う自治会に対し、改修費の3分の1を助成するための増額であります。

学校給食センター運営費は、ボイラー用重油の値上がりによる燃料費不足や、業務用冷凍冷蔵庫の修繕を行うための増額であります。

農地・農業用施設災害復旧事業費は、8月の豪雨により被災した農地及び水路等の復旧に対し、市単独災害復旧事業として補助金を交付するための増額であります。

次に、歳入であります。

国庫支出金は、私立保育園の園舎建設事業に対する保育所等整備費交付金の増額や、国の改正に合わせて子どものための教育・保育給付費負担金を交付金に科目変更するための計上であります。

県支出金は、認定こども園の施設型給付費負担金の増に伴い、栃木県施設型給付費等事業費補助金を増額計上するものであります。なお、国庫支出金と同様に、子どものための教育・保育給付費負担金を交付金に科目変更いたしました。

寄附金は、ふるさと応援寄附金として、全国の方々からいただいた寄附金であります。

社会福祉事業費寄附金は、ヴィオニア日信ブレーキシステムジャパン株式会社様からいただいた寄附金であります。御芳志に対し深く敬意を表し、報告を申し上げる次第であります。

なお、不足財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に議案第2号 平成30年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、国民健康保険特別会計事業勘定及び診療施設勘定の予算を補正するものであります。では、まず国民健康保険特別会計の事業勘定から御説明いたします。

事業勘定の歳入歳出を、それぞれ166万円減額し、補正後の予算総額を33億7,951万8,000円とするものであります。

補正予算の内容は、人事院勧告や人事異動に伴う人件費の精査に伴うものであります。

次に、診療施設勘定でございます。

診療施設勘定の歳入歳出をそれぞれ93万9,000円増額し、補正後の予算総額を6,684万7,000円とするものであります。

今回の補正内容は、人事院勧告、給与改定に伴う七合診療所の人件費、及び在宅酸素療法用酸素供給装置の賃借料の増額等であります。

これらの財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第3号 平成30年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出をそれぞれ62万2,000円増額し、補正後の予算総額を3億4,933万6,000円とするものであります。

補正内容は、健康診査受診者の増加に伴う健康診査委託料及び人間・脳ドック補助金の増額等であります。

なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第4号 平成30年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出を、それぞれ538万2,000円増額し、補正後の予算総額を27億4,845万2,000円とするものであります。

歳出の内容は、人事院勧告や人事異動に伴う人件費の精査による減額、今後の各種介護サービス給付費の増加が見込まれることから、保険給付費等の増額であります。

財源につきましては、負担割合に基づき、介護保険料や国・県支出金、一般会計繰入金等をもって措置いたしました。

続きまして、債務負担行為の追加についてでございます。

地域包括支援センターにつきましては、平成30年度に烏山地区に設置し、高齢者の身近な相談窓口として重要な役割を果たしております。今後も増加する高齢者に対応するため、より住みやすい地域づくりを目指し、平成31年度に南那須地区に地域包括支援センターを設置すべく、今年度中に事業所選定を行うための債務負担行為でございます。

次に、議案第5号 平成30年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、農業集落排水事業特別会計予算の歳入歳出を、それぞれ184万1,000円増額し、補正後の予算総額を6,184万1,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、人事院勧告給与改定に伴う人件費の増額、及びマンホールポンプ場通報装置の故障に伴う修繕費の増額であります。

なお、財源につきましては、一般会計繰入金をもって措置いたしました。

次に、議案第6号 平成30年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出を、それぞれ49万4,000円増額し、補正後の予算総額を3億9,636万8,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、人事院勧告給与改定に伴う人件費の増額、及び公共下水道事業管渠築造工事費の増額であります。

特定環境保全公共下水道事業につきましては、事業の精算に伴い減額いたしました。

歳入は、各下水道処理区の工事費等の精算に伴う市債の振りかえを行うものであります。

なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第7号 平成30年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、簡易水道事業特別会計予算の歳入歳出を、それぞれ213万1,000円増額し、補正後の予算総額を8,781万8,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、境簡易水道増圧ポンプ場の2基の増圧ポンプのうち、1基が老朽化により故障したため、交換するものであります。

なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

以上、議案第1号から議案第7号まで、一括して提案理由の説明を申し上げました。何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 平成30年度の一般会計補正予算ということでございます。19ページから一般会計関係について何点か質問したいなと思います。

まず、19ページですけれども、ふるさと応援基金積立金140万1,000円ということでございますが、これらの件数、何件ぐらいあったのか。

その下に、住宅リフォーム助成事業費というのが200万円載っておりますが、これについても200万円の増額理由について説明をお願いいたします。

次に、23ページ、放課後児童健全育成事業費、3万円ということでございますが、この使途内容ですね。平成31年度からは烏山のこども館ですか、の放課後児童事業が、烏山小学校の校舎内に移るということでございますけれども、前にも聞いたかもしれませんが、もう一度確

認の意味で、4月からこれが烏山小学校のほうに移るのかどうか。

そして、こども館についてはその後どのような運営にされるおつもりか、お願いしたいと思います。

25ページ、中ほどの清掃総務費、ごみ減量化推進費ということで、45万8,000円とありますが、報償費が43万3,000円、負担金、補助及び交付金が2万5,000円ということですが、この内容についてもお示しいただきたいと思います。

さらに、農業振興費の新規就農総合支援事業費ということで142万5,000円の内容についても説明いただきたいと思います。

27ページ、林業総務費の鳥獣被害対策事業費24万円、これの中身についてもお知らせください。

29ページ、道路維持管理費1,581万6,000円、及びふれあいの道づくり事業費60万8,000円、この中身についても説明いただきたいと思います。

さらに、中ほどに河川総務費ということで150万円、急傾斜地崩壊対策事業費、旭表地区の対策ということでございますが、10%の受益者負担ということでございまして、受益者負担を市が負担するという考え方でよろしいのかどうか。あそこは国道294号の旭地区というんですかね、その改良の予定もあり、うちの移転が進められていると思うんですが、それとの関係で工事のいわゆる競合がないような進められ方がされるのかどうか。この崩壊対策事業の全体像について説明をお願いしたいと思います。

その下に、住宅管理費、市営城東住宅施設整備費80万円というふうにありますけども、城東地区の市営住宅については、かなり老朽化が進んでいると思うんですけど、実際にこれ、80万円を入れて、どういう内容で整備するのか。あそこで市営住宅として住める戸数は一体、何戸あるのか、その辺、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

次に、33ページ、烏山運動公園施設整備費、これは体育施設費の中のものでございまして、65万円と。これは42ページに教育費の烏山運動公園ナイター照明灯塗装工事が65万円でございますので、これと同じものなのかなということですが、照明器はあそこは10本あるんですよね。そのうち今まで塗装されたのが2本ですか、3本ですか。3本ね。それで今回、65万円かかるんですけど、まだまだ残っておりまして、かなりあれも建設してから長い年数たっているんで、塗装するよりもさびるほうがどんどん進むのかなというような状況にあるんですが、全体としてこの照明器の塗装についてはいつまでに完了する予定で進めているのか、御説明をお願いしたいと思います。

35ページ、農地・農業施設災害復旧事業費278万2,000円、これについても箇所及び内容について御説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） それでは、順番に、19ページのふるさと応援基金の140万1,000円につきましてでございます。

10月29日現在なんですけど、件数では212件、金額で834万1,000円の応援基金をいただいております。

それで、9月補正までで694万円を予算措置してございますので、今回その差額、140万1,000円を増額補正させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） 私からは、19ページ、住宅リフォーム助成の200万円についてお答え申し上げます。

10月31日現在で49件の申請がございました。執行額は、426万3,000円となっております。前年同時期に比べますと、2割ほど増しているという状況でございます。したがって、年度末にかけてこれからもますます申請があると見込まれることから、20件程度の増額要求を今回させていただきました。

今後、さらに不足する場合は、3月補正の対応も視野に入れているということで御理解願いたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） それでは、23ページの関係についてお答えいたします。

まず、放課後児童健全育成事業費の3万円の内容なんですけど、これにつきましては、当初予算で措置をしておりました小破修繕の費用がなくなってきたことから、今後見込まれる小破修繕のための追加での3万円ということでございます。

2点目の、今までこども館で実施していた学童の移転時期の件でございますが、これにつきましては、9月の定例議会で予定ということでお話ししたとおり、ことしの10月1日から烏山第一から第三の3学童全て、烏山小学校南校舎のほうに移転しました。

それと、3点目のその後のこども館の関係なんですけど、この取り扱いにつきましては、学童は移転したところでございますけれども、引き続き実施しております子育てサロンの事業もございまして、こちらの移転先が今後、仮の話ですけれども、複合的施設等で見込まれる段階において、その事業もそちらに移転するという形の後、その対応をすることになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 小林環境課長。

○環境課長（小林貞大） 25ページの清掃総務費の報償費については、資源ごみ回収報償費規定というのがございまして、社会福祉施設とか育成会とか、そういったところで資源ごみを回収していただいた団体につきまして、報償費を支払うために、今回のこの補正になってございます。

その下の2万5,000円につきましては、生ごみ処理機の申請がございましたので、今回、補正させていただくということでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 25ページの新規就農総合支援事業142万5,000円について、お答えいたします。

この事業は、2つ大きく事業がございます。1つは、国の事業をいただいて、農業次世代人材投資事業ということで、現在、2件の新規就農者が補助金をいただいております。1件は、夫婦の方で225万円、それからもう1件は1人の方で150万円ということで、当初予算に計上しております。

今回の補正分につきましては、市の単独支援事業ということで、国庫事業に該当しない新規就農者及び親元就農者等が該当になるんですが、今回は4件ほどございました。

まず内容は、農業機械の購入ということで、上限1件当たり50万円までなんですが、これが3件ございまして、合計で142万2,310円。それから、もう一件の方が農地の購入ということで50万円ございました。合わせて192万2,390円という3月末までの見込みを市の単独支援事業で見込んでおります。

さらに、国から新規の事業として、農業次世代人材投資事業の推進事業ということで、来年1月26日に東京豊島区で新・農業者フェアというものが開催されます。それに本市と那珂川町で合同で参加して、新規就農者を呼び込むPRを行ってまいります。そのための予算として、そのパンフレット作成に9万2,000円、さらに消耗品に1万円ということで、合計142万5,000円の補正がございます。

それから、27ページの鳥獣被害対策事業費24万円の補正でございますが、これはイノシシの電気柵の設置補助でございます。個人の方においては、10万円を上限として交付いたしておりますが、現在、13件ほど支出してございましたので、今後、3月までに3件ほどを見込んで予算の補正24万円を計上した内容でございます。10万円の上限でございますが、13件の平均を計算しますと、大体平均8万円ほどの助成があるのかなという見通しで、3件ほど予定して24万円という補正でございます。

それから、3つ目の35ページの農地・農業用施設災害復旧事業費278万2,000円でございます。これにつきましては、8月10日の豪雨によりまして被災した農地、農業用施設、農道の改修ということで、2分の1の補助になっております。20万円上限ということで、17件ほどございましたので、その不足分の補正でございます。

あわせて、需用費に3万2,000円がございます。これにつきましては、あわせて志鳥の谷中地区の修繕の実施も行う関係で、その不足分を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは、私は29ページ、上から2番目の道路維持管理費1,581万6,000円の内容を説明申し上げます。

こちらは、市長の概要説明にあるんですが、内訳としまして、これから雪のシーズンを迎えてまして、建設会社に委託して道路の、重機を使って除雪・排雪の業務が1,000万円。それと、それに伴いまして凍結防止剤、融雪剤等の購入で181万6,000円。それとあと、通常の道路維持管理で路面補修と支障木の処理で400万円と。合わせて1,581万6,000円を今回、計上させていただきました。

次に、次のふれあいの道づくり事業費60万8,000円、こちらは大変好評いただいている、地域の方が事業主体として自分たちで道路を整備してくれるという事業費で、今回、那須烏山市全体で7カ所ということで、当初予算で820万円いただいておりますので、そちらの不足分として60万8,000円、今回計上させていただきました。これによりまして、7カ所の事業が全て、今年度につきまして完了できるということでございます。

続きまして、下のほうに行きまして、急傾斜地崩壊対策事業費150万円と今回、補正を計上させてもらいましたが、こちらは斜面の崩壊を防ぐという事業で、事業主体は栃木県です。場所につきましては、旭表地区なんですけど、わかりやすい説明をしますと、国道294号の烏山バイパスの山あげ大橋の東側の崖の崩壊を防ぐ事業でございます。

こちらは昨年度、平成29年度から事業を開始しまして、昨年度は全体事業費で3,000万円、その10%ということで300万円、こちらは議会の承認をいただいて今、繰り越しで実施しておりますので、今回150万円を計上したのは平成30年度分の事業費ということで1,500万円と、その10%の150万円と。

なぜこれ、10%の負担をするのかというのは、法令で定められていまして、わかりやすい説明をしますと、これはエリアの中の、約340メートルあるんですが、そちらの個人の財産、住居とか土地を防ぐと同時に、私どもの市道が190メートルほどこちらを走っております。そちらの保護も兼ねておりますので、私どもで10%負担ということでございます。

次に、市営城東住宅施設整備費80万円の内容でございますが、こちらは事業の内容が施設整備費と名前がついちゃっているものですから、ちょっと説明しづらいんですが、これは実際、老朽化した住宅のあきができたものですから、そちらを解体する費用でございます。

これによりまして、現在、城東の住宅は平成30年4月1日で6戸ありましたが、今回解体で5戸残ると。こちらは公共施設等総合管理計画に基づきまして、あきが出たら随時解体していくということになっております。こちら、先ほど中山議員からあったんですが、こちらは直営で設計しておりますので。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） 私のほうからは、33ページ、下のほうになりますが、烏山運動公園施設整備費、これについて2点ほど御質問があったかと思えます。

議員おっしゃるとおり、42ページの一番下段、教育費の烏山運動公園ナイター照明灯塗装工事に係る増額分でございます。これにつきましては、今まで、ことしで3本目になるわけなんですけど、同じ太さ、同じ高さということで、昨年使った設計書に基づきまして積算をし直して入札をしたところだったんですが、議員も御承知のとおり、今回、塗装工事を行ったところが、国道沿いのフェンス沿いの支柱でございます。

それについては、1本目にやったときに工場隣接側にもやっぱりフェンスがあったんですが、そこはネットフェンスだったので、手で押してすき間があいたので塗装ができたんですが、今回は金網のフェンスで10メートルほどで、1スパン、2スパンあったものですから、ちょっと手が入らないし、ちょっと危ないんじゃないかということで、協議の結果、一時フェンスを取り外して塗装工事終了後、もう一度フェンスをかけ直すということでございまして、それを予算計上していなかったのが、今回計上させていただいたというところでございます。

全体計画としてどうなんだということでございまして、私どものほうでも、この1本やった後に、都市建設課のほうにお願いしまして、1本ずつ塗ったほうがいいのか、何本かまとめて塗ったほうがいいのかということで、ちょっと概算で積算をさせていただいたところ、やっぱりまとめて塗ったとしても1本当たりの単価はそう安くないと。逆に期間が長くなるので、足場等の借り出し期間というんですか、のほうが高くなるだろうということで、現在は1年ずつでやっておりますので、10本あるので10年かかるんじゃないかと言われてそうなんですけど、ただ、ただいま運動施設に限らず、公共施設の個別計画のほうをつくっておりますので、それに基づいてこれからは支柱の更新ですとか、運動施設の関係のほうも根本、決まらないと更新していいのかどうかというのもございますので、そちらのほうを考えながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

8番滝口議員。

○8番（滝口貴史） 何点か質問させていただきます。

まず、31ページ、学校管理費の南那須中学校スクールバス運行費14万6,000円についてお願いいたします。

それと、次のページ、33ページの学校給食センター運営費の108万3,000円の増額についてですね。

戻りまして、債務負担行為の補正の中で、放課後児童健全育成事業運営の業務委託、平成31年度から33年度まで、前回の額と、今回、多分増額になっていると思うんですが、この理由をお願いいたします。

あと、地方債の市道整備というのは、市道全体のことでいいのかという確認だけお願いいたします。

4点お願いします。

○議長（沼田邦彦） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） それでは、31ページになりますが、南那須中学校スクールバス運行費の14万6,000円でございますが、これは燃料代の不足ということで、14万6,000円になります。

それと、33ページ、学校給食センターの運営費108万3,000円の増ということでございますが、これはボイラーの重油のほうの燃料代と、それとアレルギー室の冷凍冷蔵庫が若干故障していると。それとプレハブ冷凍庫の修繕というようなことで、全て合わせまして108万3,000円ということでございます。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） ただいま御質問をいただきました、8ページの放課後児童健全育成事業運営委託業務の増額の理由ということでお答えいたします。

こちらにつきましては、前回の3年間の負担行為の際は、烏山第一から第三、七合、荒川、境、江川の7学童で開始したところなんですが、次年度といえますか、平成29年度から荒川学童が第一と第二ということで1つふえまして、8学童となりました。このような状況から、今回の今後の3年間につきましては、この学童分が費用がかかるという見込みが高くなったことから、前回と比べまして増額とさせていただいたところでございます。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは、私のほうから、9ページの地方債の補正について説明させていただきます。

こちらは、市道整備事業債ということで、これは私ども今、6カ所、国からの交付金を受けて道路整備事業をやっているんですが、そちらの交付金が約半分来まして、残りの自己負担分の半分に対して、合併特例債を利用した地方債ということで、残りの95%以内ということで、地方債を利用しております。

なぜこれは10万円、今回というのは、こちらは箇所ごとに10万円単位で精算しなくちゃいけないものですから、精算見込みが出たものですから、今回10万円落として確定ということで、今回、計上させていただきました。

○議長（沼田邦彦） 8番滝口議員。

○8番（滝口貴史） 学校教育課の関係の2つは了承しました。平成29年度から、荒川第二学童がふえて、2年間は、じゃあ、お金をふやさないでやっていたというわけでよろしいんでしょうかね。1点。

それと、道路というのは、前回の何かに資料、6カ所というのは載っているんでしょうか。

2点お願いします。市道6カ所ということで。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） 今の増額はしなかったのかという点についてお答えいたします。

これにつきましては、当初は7学童ということで3年の契約を結んだという経緯がありましたものですから、この荒川第二学童については、平成29年度から単年度ということで、29、30年度とも随意契約という形で締結をさせていただきまして、金額的にはこの分はふえております。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） こちらの箇所につきましては、当初予算の、済みません、委員会審議のときに、予算審議ですね、そちらのほうに……。 （「そこに載っているの。了解」の声あり） ええ、資料に載っていますので、済みません。

○議長（沼田邦彦） 8番滝口議員。

○8番（滝口貴史） 神野課長、1学童ふえた分というのは、じゃあ、単年度予算では出ていたというわけですよ。今まで2年とかね。

それで、この2年間、1学童ふえて、1億6,200万円、年に直すと5,400万円で3年間運営されるということですけど、確かに消費税等の場合があったんですが、これで十分だといえるんでしょうか。あともちろんお金も、運営するところはいただいているんですけども、いつも言っているんですけど、文教福祉常任委員会のときでもこの人たちに来てもらって、

私は会計を見せていただきたいと何回も言っているんですが、一度も見たことないんですが、よろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） 学童の委託業務につきましては、毎年度、2回ほど、半期ごとといたしますか、6カ月置きに前半分、それから最終は1年分ということで確認をしております、その中で委託契約金額の中で、不用額となった部分については間違いなくこちらで返還という形で納付をいただいております。そのような状況から、御理解いただければと思います。

その公表については今後の検討課題とさせていただきます。

○8番（滝口貴史） 了解。

○議長（沼田邦彦） 質疑はございませんか。

12番 渋井議員。

○12番（渋井由放） 先ほど別な件で同僚議員が話をして、力強くといいますか、ちょっと力んでといいますか、話をしましたが、21ページの委託料98万2,000円、老人憩の家運営費というのは、この解体の設計業務だという確認でよろしいでしょうかね。

○議長（沼田邦彦） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） はい、そういったことになります。

○議長（沼田邦彦） 12番 渋井議員。

○12番（渋井由放） 私も同僚議員と同じ考えなんですけど、同僚議員って中山議員ですね、やはり市民にさまざまな御不便を来すというところは、それはなかなか大変なことなんだと思うんですが、市長を初め市の職員の皆様のたゆまぬ努力、そういう中で少しでもこの圧縮をするというところがあって必然ではないのかなと思うところなんです。

この建物はそれほど大きくはなく、凶面もあると。そしてもちろんアスベストの問題は大変大きいんですが、アスベストにつきましてはホームページを見れば、こういう建材については入っているとかそういうさまざまな情報もあって、もしそういうところに載っていなければ、そういうアスベストが入っているか、いないか調査をするという業者がおりまして、1点10万円ぐらいでやってもらえるということなので、何とかこの辺の予算を奮起してやってもらうというわけにはいかないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 繰り返して同じような回答になって申しわけないんですが、建設リサイクル法に適用しない小規模な工事はできると思うんですが、こちらは面積も該当することなものですから、こちらは法令に遵守するような設計及び施工をしなくちゃいけないものですから、現実的ではないんじゃないかと思っています。

○議長（沼田邦彦） 12番渋井議員。

○12番（渋井由放） こういうのをしっかりやりますと、職員の皆様も自信もつくし、できればやりがいも出ると私も同僚議員と同様に考えるんですね。

民間企業は、自分の利益を得るためにしっかりチャレンジをして、下手すると自分が保証印を押してやって失敗したら自分がかぶるというぐらいやって、努力して利益を上げて税金を払っているんですね。

ぜひともそこを一番奮起を促すというようなことを、市長、考えてみるということはございませんでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） できるかどうか内部で検討してみたいとは思いますが、今までの状況ですと、外部委託は否めないのかなと思って判断しております。一応、皆さんから意見をいただきましたので、内部で検討は改めてもう一度してみたいとは思っております。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） 3点だけ。いろいろ出ているので、僕のほうからは違う目で見たいと思います。

27ページ、右の上のところに元気な森づくりの推進事業費が93万5,000円余りましたね。これは一般質問の中でも何回か、これってやっぱり相当有効に使うべきなので、たくさん申請はあるのかという質問をしました。そうすると、たくさんこれを活用する事業があるので有効に活用できているというふうな回答があったと思うんですけど、これだけ残っているのは、何かすごくもったいないのではないかなと思うんですけども、これの見解をお願いします。

それと、31ページ、教育費の中で、上のところに広島平和記念の事業が28万6,000円、これも余っているんですけども、あの費用はそんなに大きくはもちろんないと思うんですけども、28万6,000円余るというのはどういうことなのかなと。これももったいないかなと思うので、これの見通しも含めてお願いします。

それと、ちょっと関係ないんですけど、メノモニー市に毎年、行っていますけども、職員が2人ついて行っているんですけど、これ、2人というのは多いのか、少ないのか。ここの補正とは全然、今回の件とは関係ないんですけども、あわせて見解をお示してください。

あと最後、臨海自然教室がありますね。これは今までは各小学校とも5年生全部が参加できる費用を県が負担していたんですけども、これがなくなって、今は各学校ともほとんど茨城県の海のほうには行っていないと思うんですけども、その中でも予算を各市町村で組んで行っているところもあるんですけども、どういう計画で組んでいて、それで16万9,000円余ってしまっているのかという、この件について見解を伺います。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） ただいまの元気な森づくり推進事業費の93万5,000円の減額についての見解でございますが、結果的には補助金の確定でございますが、これは当然、定額でいただける事業でございます。5カ年の事業でありますから、今回はまず整備事業ということで、1年目になりますが、興野地区で約10ヘクタールほど取り組みます。2年目以降になると、管理事業になりますので、それらが委託料に予算措置されているものと、補助金のほうに予算措置されているものとございますが、委託料のほうに計上されておりますのは、小木須地区を初め15カ所ございます。これが約69.5ヘクタール取り組みます。さらに、補助金のほうに予算措置をしております。これは大木須地区ほか3カ所になりますけれども、67.7ヘクタールと、全部合計しますと147.2ヘクタール、今年度は取り組むこととなります。

例年、やはり100ヘクタールを超えているということは、県内でも本市は活用は多いのではないかなと思っております。そういった意味で、減額をするというのは確かにもったいないかもしれませんけれども、またその余りの予算で別のところというわけにもなかなかいかなくて、今年度は当初予算の部分も若干多く見積もっていた部分もございました。これは正直、そういうことで補助金の確定が90万円ほどの減額にはなっていますけれども、整備箇所については5カ年継続ということでございますので、行っている状況であるということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） それでは、まず中学生の広島平和記念式典の派遣事業でございますが、当初150万円ということで予算を計上させていただいて、その後、業者等から見積もりを聴取したというようなことで、その結果、28万6,000円の残が出たということでの精算という形での減ということになります。

それと、メノモニー市派遣でございますが、ことしも行いましたけれども、2名の随行は適切かというようなお話だったと思いますが、向こうへ行ってしまうと異国であるというようなこともございまして、なかなか、何かちょっとした事故等がありますと1人ではとても対応できないというようなことで、一応最低限2名というようなことでうちのほうでは考えております。

それと、臨海自然教室の事業でございますが、これは各学校5年生がとちぎ海浜自然の家へ行っているわけなんです、それについての補助ということで、バス代、それとちょっとしたクリーニング代というようなことで支援しているものでございます。最初はこの事業についても県の補助金で行っていた事業というようなことでございましたけれども、その補助金はなく

なってしまいましたが、なかなか海のほうへ行って経験をするというような、教室をやるというような経験はございませんので、市としてはこのような形での研修ができればと考えております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） 元気な森づくりは、これは予算をとってきちんと運営して、余った分はきちんと返しますよというふうに、きれいに考えればそういうふうな答えかなと思うんですけども、きれいにというか、反対の汚くということはないんですけども、これだけ計上予算が残るのであれば、残った分はこういうふうにするよというような、そういう計画があっているのではないかなと思うので、次のときにぜひ検討してください。

それと、広島の場合も同じですね。きちんと計画を立てて、予算のほうが大きく甘かったのかどうかわかりませんが、それを正しく使ったのできちんと返しますよということだと思っております。それでいいんだと思うんですけども、臨海の場合もそういうことでいいのかな。何かせっかくなので、うち独自でやっているの、少しでも経費をうまく使う、そういうふうなことも考えたほうがいいのではないかなという、そういうことを考えていただくのを宿題に受け取ってください。

元気な森づくりのほうは、私の意見に対して何かありますか、つけ加えること。100万円って結構大きいですよ。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 計画に基づいて、余らないようにと重々肝に銘じたいとは思いますが、先ほど金額的な部分、申し上げませんでしたので、それで回答にさせていただきたいと思いますが、今年度は、当初予算1,059万5,000円でしたが、93万5,000円減額ですから966万円の事業を行うこととなりますが、主には直接、組合、いわゆる地元でやる場所があれば、森林組合にほとんど委託をしてやっていると、この大きく2つで今、行っておりますが、その計画については来年度に向けてしっかりした計画に基づいて執行したいと思っております。

○9番（小堀道和） 了解です。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑ございませんか。

11番田島議員。

○11番（田島信二） 23ページ、保育所等施設整備支援事業費というのが515万7,000円ですか、それに私立保育施設運営委託事業費というのが5,300万円ほど、あと特別保育事業費85万8,000円、この3点、お伺いします。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） まず、23ページ、1点目の保育所等施設整備支援事業費につきましては、私立保育園の整備に関する補助金のほうが、この当初予算を組んだときは平成29年度の基準単価で積算したものが、国の基準額が引き上げられたということで増額になったことから、この分の増となる部分の費用をここに計上させていただいたところでございます。

それから、2点目の私立保育施設運営委託事業費につきましては、市内の保育園、認定こども園等の給付費につきまして、上半期分と今後の支出額を見込んだ際に、必要と思われる経費を今回、計上させていただいたところですが、処遇改善やそういったものがあつたことから、こういった部分も含めまして額がふえたということになります。

3点目の、特別保育事業につきましては、市内の認定こども園、小規模保育園等における特別保育事業ということで、業務の効率化等の各補助事業について増額となる部分を今回、計上させていただいたところでございます。

○11番（田島信二） わかりました。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

ほかにございませんか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 何点か質問します。

質問する前に、2点ほど申し上げたいんですが、先ほど渋井議員のほうでも質問ありましたが、老人憩の家、ここには「運営費」とある。いや、実は建物の解体費だというんですね。これは都市建設課のほうも、市営住宅の解体なのに「整備費」と入っている。これは今回に限ったことではないんですね。ぜひこれは我々議会議員がもうちょっと確実に理解しやすいような文言でこの説明欄は記載してもらいたいと思います。

もう一つ。ことし6月は補正が余りなかったですね。一般会計で少々あつたぐらいです。それで9月に補正しました。それで、今回12月に補正しましたね。9月に補正して、また今回補正している。これはプラスのもありますが、マイナスもある。それが10万円足らずの少額の金額を動かしているんですが、こういうことはあんまりしてもらいたくないんですね。私らはここに予算書に上がればいちいち全部チェックしなくちゃならないんですね。何とかこういうことは避けていただければありがたいなと、そう思っています。これは予算の技術の問題ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

では、何点か質問申し上げます。

まず、議案第1号、一般会計の8ページの債務負担行為です。これは先ほど滝口議員が1点、放課後児童に関することは質問していただきました。これはわかりました。もう一つ、一般廃

棄物についての債務負担行為ですね。これは前回、3年前は1億8,775万9,000円ということで債務負担、やったんですよ。それで今回はこの3年間で2億2,323万1,000円ですね。そうするとおよそ19%も引き上がっているんですね。額にしますと3,547万2,000円上がっています。なぜこれほど増額になったのか。これについて理由をお伺いしたいと思います。

次に、21ページの障がい者介護給付ですが、当初4,200万円、今回1,070万2,000円ほど増額しましたが、この増額理由についてお伺いします。

それと、23ページの保育所等施設整備補助金ですね。先ほど副議長が質問しましたが、これはいつ完成して、何人収容の保育園になるのか、これについてお伺いしたいと思います。

次に、同じページに私立保育施設運営委託事業、これが3億3,000万円のところ、約5,300万円増額になりました。この増額理由についてお伺いしたいと思います。

次に、こども医療費ですね。これは当初、6,587万円です。今回600万円増額になりました。これは担当課長も御承知のとおり、平成29年度決算では7,475万2,000円なんですよね。にもかかわらず、当初から6,500万円しか計上しなかったんですね。なぜ今回増額、必要となったのか、この辺のところの理由を御説明いただきたいと思います。

次に、25ページ、これも同様、新規就農支援ですが、これは同僚議員から質問があったんですが、聞きますと、この142万5,000円は農業機械と農地の購入についても補助を出すということなんです。私、農地、土地を買うのに補助金を出すのは、ちょっと私も初めてのような気がするんですよ。今までは利子補給はしていました。しかし、直接何割かの補助をするというようなことは、ちょっと今まで耳にしたことがないものですから、この辺についてお伺いしたいと思います。

同じページの市の単独土地改良ですね。これは当初で400万円、9月に350万円、今回230万円、合わせて985万3,000円になるわけなんです。これは合わせて具体的に、概要で結構ですからどんな事業をこしやろうとしているのか、概要で結構です。

次に、同じページに農業基盤整備事業費、当初104万円計上しましたが、これ全額、今回は減額になっていますね。これは事業を取りやめたと、それなら別に答弁は結構です。

次に、29ページの、これは8款の土木費。これも同僚議員から既に質問のあったところです。この道路維持費ですね。今回は1,581万6,000円を補正したわけなんです。その中に除雪費が1,000万円含まれていると言いましたね。これは当然、私、除雪費というのは、当初予算から見込むべきであったと思うんですが、多分これは財政担当のほうで予算の枠がないということで、今回に先送りにされたのではないかと考えております。ですから、この内容については理解をしましたが、課長にお伺いしたいのは、今この道路維持管理のために、

センターラインが消えているとか、舗装が傷んでいるとか、もう急を要するような維持管理費というのはいかほど必要と見込んでいるのか、これについてお伺いしたいと思います。

それと、同じ29ページに市営住宅、解体しますね。私は全部解体するののかと思ったら、1戸だけとさきの答弁で聞きましたが、1戸だけでは、これは利用者の車の駐車場ぐらいにしかないんでしょうか。この跡地利用について、どうするのかお伺いしたいと思います。

次に、議案第4号の介護保険なんですが、この18ページに、ここにも債務負担行為3,200万円ありますね。これは新規事業なものですから、ことしの当初予算にもありません。ぜひこれは内容を説明していただきたいと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 小林環境課長。

○環境課長（小林貞大） 債務負担行為についてお答えいたします。

平成27年度の12月の補正で債務負担行為させていただきました額は、2億1,520万円というふうに乗っていると思うんですが、議員さんと大分、差があるんですが……。

○15番（中山五男） 3年前の、私はこの債務負担行為の議決のときの額を言っているんです。

○環境課長（小林貞大） 12月補正でよろしかったですよ。それが2億1,520万円だったと思うんですが。

それで今回、実際ふえたものとしましては、803万1,000円で3.7%の増ということで今回、上程させていただいていると思います。

○議長（沼田邦彦） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） 私のほうからは、21ページの障がい者療養介護医療費についてでございます。こちらは、平成29年度分の国・県への更生医療、育成医療、養育医療の償還分でございますので、当初、多く補助をいただいて、それをお返しするというような形になっております。

それから、先ほど質問のありました介護保険のほうの18ページ、債務負担行為についてでございますけれども、こちらは先ほど直営のみなみなすがありますというようなお話をいたしましたけれども、今度、平成31年度からは、委託型として南那須地区の地域包括支援センターを予定しておりまして、その予算ということになります。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） 私のほうからは、先ほどの23ページの私立保育園の関係の完成日と収容の人数ということで、まずお答えいたします。

完成日につきましては、平成31年の3月ということで、年度内の完成を予定しております。

収容人員につきましては、現在は130名という人数を5名ふやして、135人ということで人数を予定しております。

それから、続きましてこども医療費の今回の増額理由といたしますか、考え方についてお答えいたします。こちらにつきましては、年間を通じてどれだけ必要とするかというのはなかなか把握しづらいところではございますが、年度当初におきましては、ある程度、見込み値ということで計上したところではあります。先ほどのほかの案件とちょっと似てきますけれど、今後の支出見込み等を勘案した結果、今回600万円ということで、追加で補正をさせていただいたところがございます。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 25ページの新規就農総合支援事業について御質問いただきました。

農地の購入というのは今回、初めてのケースでございます。1件の方でございますが、本市の新規就農促進事業実施規程ということで、その内容に基づいて該当する方でございます。当然、認定就農者ということで認定を受けて補助金の該当になるわけですが、補助金の中身については、先ほど申し上げた機械の購入であるとか農地の購入であるとか、農業施設の新設・増設であるとか、農業生産資材の購入であるとか、それらに対する助成ということで、上限50万円ということで行っております。

この方は、年齢的にぎりぎり要件満たすということで、3月までに要件をクリアすれば該当になるということで、今、見込みの段階で、この1件の農地の購入は予定しております。そういう意味で補正をさせていただきました。

次に、同ページの市単独土地改良事業、当初400万円のところ、今回の補正で233万7,000円計上させていただきました。この増額の理由について、お答えいたします。

烏山土地改良区を初め、4件の申請がございました。内容につきましては、農道舗装、取水ポンプの交換、水路及び配管の修繕等でございます。いずれも市の規定を満たしておりますので、補助するものでございます。

もう一つ、農業基盤整備促進事業でございます。104万円の全額減額ということで、その理由についてお答えいたします。事業が取りやめということには結論的にはなるんですが、烏山土地改良区の堀抜地区の用排水路の整備ということで予定しておりましたけども、事業主体と調整いたしまして、事業方針が実は変更になりました。来年度以降、別な事業において内容を見直して実施するということになっておりますので、今回、全額減額になりました。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 私のほうから、29ページ、道路維持管理費につきまして説明させていただきます。

こちらの1,581万6,000円の中身としまして、先ほど答弁したように除排雪で1,000万円を計上させていただきました。こちらの1,000万円というのは、過去の実績を勘案しまして、過去5年間の実績等を計算して計上させていただきました。

あと、中山議員が言うように、道路維持管理費でどれだけというのは、ちょっと私のほうからは余り申し上げにくいんですが、私どもは当然、道路維持管理をつかさどっている担当部局ですが、財源に限りがありますので、昨年の実績等の報告でちょっと申しわけないんですが、昨年の決算におきまして、昨年は私がこの仕事についてから除排雪事業の降雪の日にちが多かった、延べ15日出動して、昨年は本当に2,000万円超えの除排雪になっております。

原因としましては、近年、住民等の要望、または警察等の要望がありまして、烏山土木事務所と一体となって除排雪をやっている状況であります。

昨年は、除排雪で約2,000万円で、その他で3,500万円で、5,700万円の決算をさせていただきましたが、こちらの維持管理の費用につきましては、あればあるほどということで、はかり知れないという数字でございます。

あと次に、その下のほう、城東住宅整備の解体につきましては、さきの答弁のとおり、現在6戸ありまして、今回1戸解体して、残り5戸なんですけど、それはなぜ1戸を解体するかというのは、退去者が今回いましたので解体するということです。

こちらの住宅、私の年と同じように昭和35年の築という古い住宅なものですから、ちょっと冷や冷やドキドキでほかの人に迷惑かけるようなものですから、退去をするたびに解体しております。

こちら、まだ住んでいる方5戸いますので、いろいろこれからの状況を見計らいまして、こちらは幸い、最終的なあきができれば、城東という地区、商業地区の中にありますので、用途を変更して売却が可能な土地なものですから、そちらについて現在、事務的には説明をしております。

ただ、まだ住んでいる方がいますので、そちらの生活をしている、それを守るために当面そこの跡地については、雑草等が生えないような敷砂利等ということで管理していくことが務めだと思っております。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 一通りの御答弁はいただきました。

債務負担行為、これは3年前に今回のような債務負担行為の議決をしましたね、そのときの

金額が1億8,775万9,000円でありましたから、この金額を私は申し上げたわけであり、いずれにしても、途中でこの額が補正で変わって、今回の2億2,300万円に近くなったような話ではありますが、これは一応了解いたしました。

菊池課長、この25ページの新規就農支援、この限度額、私、先ほど言ったように新規事業で農地購入についても補助するということなんですが、最大限50万円ですが、これは50万円の限度額をいただくのには農地の購入費、幾らで50万円の補助が交付されるのか、この辺のところをもう一度お伺いします。

それと、29ページの道路維持管理費、これは課長さん、大体、説明でわかりましたが、私、聞きたいのは、今、必要とする維持管理費、例えば舗装補修、何千万円必要なんだ、センターラインも相当消えていますね。これは何千万円必要なんだとか、こういう課長としての見積額があると思うんです。今必要なところですよ。これがわかりましたら、額。

それと、今回、補正を課長が財政担当に要求して、全額認められたのか、それとも相当額カットになっているのか、これについてもお伺いします。

それだけです。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 農地の購入額でございますが、230万円でございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 道路維持管理費につきましては、あればあるほどということですが、財政当局と、今言った補正予算の要求のときに、こちらは私どもは私どもの自治体の財布の中身を十分わかっておりますし、現実的なところで折り合いをつけて、今回、現実的な数字で計上させていただきましたので。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 都市建設課長、私も担当したことがあります。これは財政担当とはいかに情熱的に説得するか、これが予算獲得の秘訣ではないかと私は思っています。これからも努力してください。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 財政担当としてお答え申し上げます。

非常に熱意ある要求をされておりますが、財政としましても、いわゆる歳入の確実なものじゃないと、それに見合う歳出というのはなかなかつけづらいというのがございます。現実的に、皆さん御承知のように、自主財源比率が低い本市においては、地方交付税、特別交付税の額が

確定、ある程度してこないと、それに見合う歳出が組めないというのもまた現実でございます。

また、年度末においては、税金の確定額がある程度見込める段階において、歳出をそれに見合うものを組んでいくというのが現在の予算の組み方になっております。ただ、当初予算におきましては、光熱水費や郵送料など、日常的にかかる部分についてはなるべく要求があったものについては全額つけるようにはしておりますが、どうしても事業費なりの部分について、あとは例えば先ほどのこども医療費とかになれば、歳入に見合う予算をとりあえずつけて、それが確定し終わった後に足りない分を補正するというような予算上の技術的なものも出てくることはぜひ御理解願いたいと思います。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） ないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、議案第1号から議案第7号までの7議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第1号 平成30年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第2号 平成30年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決いた

しました。

次に、日程第19 議案第3号 平成30年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第4号 平成30年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議案第5号 平成30年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第22 議案第6号 平成30年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第23 議案第7号 平成30年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第24 議案第21号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（沼田邦彦） 日程第24 議案第21号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第21号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成30年6月29日午前8時ごろ、那須烏山市南大和久地内の市道月次南大和久線において、相手方車両が走行中、進行方向左側の擁壁上から突然の倒木があり、避け切れず倒木に衝突したことで、相手方車両のフロントガラス及び屋根に損傷を与えた事故に関し、相手方と示談案がまとまりましたので、損害賠償額の決定と和解につきまして、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

和解内容は、損害賠償額として、相手方車両の修理代73万444円全額を市が支払うものであります。

なお、損害賠償金につきましては、全額加入保険により支払われておりますので、申し添えます。

今後は、より一層、市道の適正管理に努めてまいりますので、何とぞ御審議の上、可決、御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 本日最初にやった報告と、これは臨時職員による事故の問題でございましたが、その際には報告で済んでいるんですけども、このいわゆる倒木による車両の損害の補償については議決案件ということでございますが、幾ら以上ならばこのような損害賠償の額の決定については議決案件となるのか、その金額の限度、いわゆる報告で済むものと議決に付すものとの境について御説明をいただきたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 市の規定によりまして、50万円を超えるものについては議決を要するということになっておりますので、今回は50万円を超えておりますので、議決でお願いしたいと考えているところでございます。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居議員。

○13番（久保居光一郎） ただいま上程されております議案第21号 損害賠償の額の決定及び和解についてでございますけれども、お伺いいたします。

まず、この事故の状況なんですけど、ただいまの市長の説明で、進行方向左側の擁壁上から突然の倒木が発生するというふうにありますね。ということは、走っていて、左側の擁壁だから、

これは壁になっている、ブロック積みなのかどうなのかわかりませんが……、写真も見てわかるけども、いきなり落ちてきたわけですね。その土地は、その木が落ちてきた土地は市の土地なんですか。それとも民有地なんですか。それがまず1つ確認したいということ。

それから、今回の場所は恐らく、南大和久と書いてありますけれども、いわゆる大和ハウスさんが開発された大金台の中なのかなと思います。そこを今度は市のほうで管理するというところで、市道ということになったんじゃないのかなと私は勝手に思っているんですが、その件についても1つ。

それからもう一つは、今回はフロントガラスにぶつかって、そんなにけがもなく済んだのかと思うんですが、これは市道全体で、これ、都市建設課長、400キロぐらいあるんだっけ。延べ、市道というのは420キロぐらいあるんだっけ。それの、いろんなところはあるわけですが、民家の木も大きく茂っていて、もう枯れていて、いつ落ちてくるかわからない。それもいざ突風か何かで下を走っている車に当たって死んだ場合には、それはどこの責任になるのか。木が生えている土地の所有者の責任になるのか、市の責任になるのか。

その3つについて、お答えいただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 今回の事故で、市道を管理する都市建設課長として答弁いたします。

まず、第1点の擁壁、擁壁って言葉があれなんですけど、ブロック積みも擁壁なので、ブロック積みの、この資料に添付している上ということで、こちらは道路敷でございます。道路敷で、この木は誰の木かというところ、これはクヌギの木で、道路敷に自然に生えた木ということでございます。

あと、こちらの市道の月次南大和久線につきましては、こちらは当初から南那須町の町道になって、こちらは大金台団地ができるときのアクセス道路の整備ということで、昭和63年に整備済みの区間で、市町村道としてずっと管理している道路でございます。

あと、今回は訴訟にならないで和解ということで、議会に上程させていただいているんですが、こちらはこじれると当然、裁判等になって、そちらで裁判所の判断とかになりますけど、これは済みません、一般論で、ちょっと私、お話……。こちらは、過去の判例に基づきまして、保険会社と私どもと当事者と話し合いを持って、今回の賠償の額を決めたんですが、一般論としまして通常、こちらは最高裁の判例とかいろいろありますが、落石の場合につきましては、全面的に道路管理者が負けてしまいます。こちらは落石が民地だろうが、道路敷だろうがですね。

あと、今回のような木の場合がありますね。木の場合で、過去の判例に基づきますと、立ち

枯れしていた木が倒れた場合は、それは枯れているのは道路管理者が確認を怠ったというような判例におきまして、道路管理者の責任になってしまいます。

通常生木、通常木が強風とか異常気象に基づきまして倒れてなった場合は、それはケース・バイ・ケースというような判例に基づいています。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居議員。

○13番（久保居光一郎） 今の課長の説明で大体わかりました。先ほども私、申し上げましたように、市道は総延長400キロ以上ありますから、ずっとそれを歩いてみると、かなり危ない、私有地から出ている木がいつ落ちてもし危ないようなところはたくさんあると思うんですよ。それを全部、全て管理しろというのは、これ、課長、限られた人数でやるのは大変だと思うんですが、できるだけ、これは先ほどほかの議員も言われたように、道路の維持管理というのは穴があいていてもだめだし、側溝が崩れていてもだめだし、道路の維持管理もそうなんですけれども、その上も見ないとだめなわけですから、そういう部分で大変な作業かと思うんですが、市内の中で特にそういう危険な区域、これは市長も市内を移動していて、いろいろ市道の上、また県道の上に危ない、大きい木の枝が道路に渡っているところを何か所も見ることがあるかと思うんですが、これは我々もそうですけれども、やはり危ないところは、担当課のほうに早目に情報を発信して、そして未然に事故を防ぐようなこともさらにしなくちゃならないのかなと、今回のこの事故で思った次第であります。

大変でしょうけども、よろしくひとつお願いいたしたいと思います。答弁は結構です。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） 僕の記憶が間違っていたらあれなんですけれども、ここの道路は、この後、たしか倒木があってバイクが激突しているという、僕の記憶が間違っていたらごめんなさいね。それはこの事故の後なのかな。場所は、この池の手前あたりのところですね。ここが倒木して、バイクが上っていくときにぶつかっていると思うんです。という事故があったように記憶しているんですけども、この場所で起きているのが正しいとすると、そのときの見直しというのはどんなことがあったのかなというのがちょっと気になりますので、わかる範囲でお願いしたいのと、やはり今、久保居議員が話されましたけども、同じようなところはやっぱりみんなで見なきゃまずいのかなという気もしているので、その辺の状況を、わかる範囲でお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 小堀議員おっしゃるとおり、この路線で2カ所ほど、この後、同じような、月次側と南大和久側、倒木によりまして全面通行止めということで発生しております。

ただ、そのバイクにつきましては、幸い大事には至らなかったということで、今回みたいなケースにはならなかったということですね。両方2カ所につきましても、こちらも緊急で、大雨の中なんですけど、業者の手配もつかないような状況で、こちらは私ども職員のほうで2カ所は一生懸命対応して、早く開通しております。

ですから、あと今回、道路維持管理費で追加の費用、今、議決していただいたんですが、その中にこちらの路線の倒木等の処理ももちろん入っておりますし、あとは現実的には、冬場にならないとこの倒木処理、経済的なこともあるんですが、作業ということで、こちらはこれから作業に入るような今、段取りをしておりますので、この路線につきましては、要するに1年のうちに3回の倒木がありますので、重点路線ということで今、準備しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） 僕は2回だと思っていたんですが、3回ということなので、そういうところがあるということは、やっぱりハインリッヒの法則ではないんだけど、ほかにも多分あると思うので、そういう目でみんなで見ないといけないなということをお願いして、終わりにします。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 今回は人身事故にならなかったですから、本当に幸いではなかったかと思うんです。それで、お伺いしたいんですが、たまたま今回は道路敷地にあった枯れた木が倒れたということですから、これは市のほうが全部負担することは、これは当然だと思えますが、仮にこれが民地にあった樹木が倒れて、通行する車が傷を負った、または人身事故に遭ったという場合で、この場合の道路管理者の責任というのはどうなるのか。

それともう一つ、この事故は6月の29日といいますけど、これは実際、市役所のほうにいつこの事故の通報があったのか、それで確認したのはいつなのかお伺いします。

2点お伺いします。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 議員おっしゃるように、今回、人身事故にならないということで、本当にほっとしておりました。

その民地の樹木が倒れて事故になった場合、ちょっと私、経験はないんですが、今までの事務処理、私、いろいろ保険会社とかいろいろ勉強させてもらっているんですが、そちらの場合は、今回はゼロ・100になっておりますが、所有者のほうにも責任が一部あるということで、あと、ただそれを私どもで明らかに通行を妨げているのに何ら措置をしないということについて

ては、私どもに責任があると。ケース・バイ・ケースでだと思いますね。

次に、今回の事故について、時系列で説明させていただきます。今回、議案書のとおり、事故発生日が6月29日午前8時ごろですね。こちらにつきまして、当事者の方は、幸いこの当事者が加入している保険会社の代理店が地元の保険代理店ということで、この事故発生と同時に、地元の代理店の社員にこの当事者は相談しております。

その日の午前中、6月29日の午前中に私どもにその保険代理店のほうから連絡がありまして、私どもの職員が現場のほうを確認して、保険会社の代理店と当人と面談をして、説明をして、対処しております。

その後、電話のやりとり、何だかんだありましたが、一番問題は、私どものほうで、先ほどから言っている総合保険に加入している保険会社に正式な文書を上げるには、それなりの書類等を作成しなくちゃいけないものですから、その間に修繕費の方法とかそちらのほうに時間がかかりまして、現実的に修繕の方針が決まったのが、8月7日ということですね。

それで、私どものほうはそれに基づきまして、当然、電話とか非公式なやりとりはありますが、私どものほうの保険会社に加入しているところに正式な文書で報告するのが、内部文書が8月20日、それで8月28日に那須烏山市から保険会社に正式な文書を上げまして、その中には当事者、私ども、当事者といっても保険代理店が代理人になるんですが、話し合いを持ちまして、今回の過失割合等を決めまして、10月1日に三者が承諾して、示談書等を交わしております。それで今回、11月30日に議会に上程して、議決をいただきたいということになっています。

ですから、事故発生するとき、これは運がよかったんですが、地元の代理店がいろいろ気を使ってくれまして、私どもは迅速な対応ができたということで、それはよかったなと思っています。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 都市建設課長、道路に覆いかぶさっているそういった枝は切ってもらいたいというような回覧、これはことしに入ってからか、去年の暮れとつい最近と2回回りましたね。それである程度は認識はされているんじゃないかと思いますが、なかなかこれは樹木の安全管理体制の徹底というのは、私は不可能じゃないかと思っているんですよ。至るところにありますからね。そうであっても、やはり人身事故につながっては大変ですから、この管理は極力これから管理体制については整えてもらいたいと。

以上です。答弁は結構です。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第24 議案第21号 損害賠償の額の決定及び和解について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第25 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（沼田邦彦） 日程第25 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は、付託第1号のとおりであります。この請願書等については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、陳情書第2号 難病医療費助成制度の改善を求める国への意見書提出について、及び陳情書第3号 患者負担を増やさないことを求める国への意見書提出については、所管の文教福祉常任委員会に付託いたします。

---

○議長（沼田邦彦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は来週12月3日月曜日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

〔午後 4時09分散会〕